

2. 中心市街地の位置及び区域

〔1〕位置

位置設定の考え方

■歴史的に市域の中心地として機能

・天正7(1579)年、明智光秀が福知山城を築き、以来、江戸期を通じて城下町として栄え、明治期には大阪、京都へとそれぞれ鉄道が開通し、昭和期まで北近畿の“商都＝商いのまち”として発展してきた。

■市域の主要な施策を展開する区域

・現在策定中の総合的かつ計画的な行政を進める上での指針となる「未来創造 福知山基本計画(案)」(計画年次：平成28～32年度)において、「市街化区域を中心に行政、教育、医療、文化などの拠点施設が整備され、交通、商業、情報化などの都市機能を充実している中心市街地の活性化を促進しつつ、地域内外交流の核となる地域としてその役割を強化し、福知山市の中核的役割を担う」高次都市機能が集中する地域として位置づけている。

■広域交通の結節点

・JR山陰本線、福知山線および京都丹後鉄道の結節する交通の要衝であり、旧3町の中心地と結ぶ道路網も整備されている。

■衰退がみられ活性化が必要なエリア

・詳細には、「1.〔2〕福知山市中心市街地の現状」のとおり

(位置図)



[2] 区域

区域設定の考え方

前回計画の区域を基に、以下の判断を加え約 116h a を、本基本計画策定区域とした。

■人口・商業などの集中

- ・市民生活・市民活動の中心となる市街地であること
- ・人口・商業などの集中・集積地であること

	面積	人口	商業 (年間販売額)
中心市街地が全市に占める割合	0.2%	6.9%	11.3%

(人口は平成 27 年 10 月住民基本台帳、商業は平成 24 年度経済センサス)

■商業及び近隣商業地域

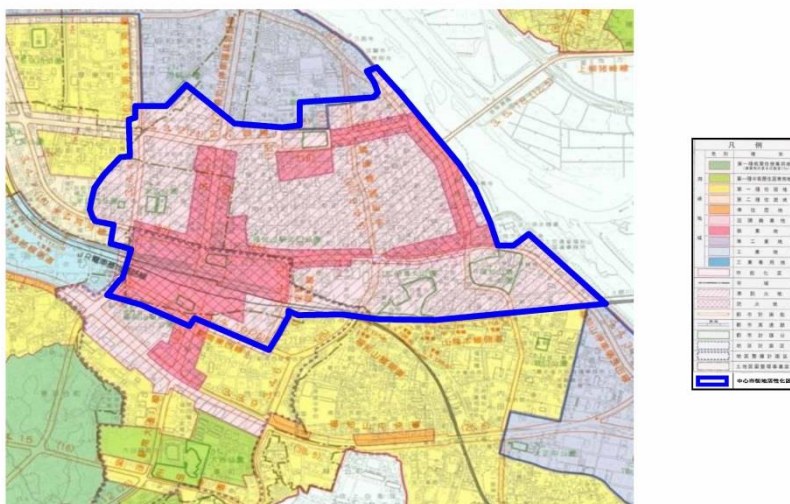
・市域の中で、都市計画などの総合的政策において都市機能の集積を促すため、用途地域の指定地域における商業及び近隣商業地域を対象とする前回計画を基準とし、まちなかに隣接する集客催し会場でもある厚生会館を追加する。

■ JR山陰本線より南側

・ 福知山駅周辺土地区画整理事業と一体となって土地利用が図られる区域（（都）寺町岡篠尾線、
駅南区画 6－11 号線、駅南区画 6－62 号線、（都）栄町陵北線、（都）駅南東西線、（都）駅南大
通り線、駅南区画 8－2 号線、（都）正明寺荒河線で囲まれる区域）

■区域の特徴

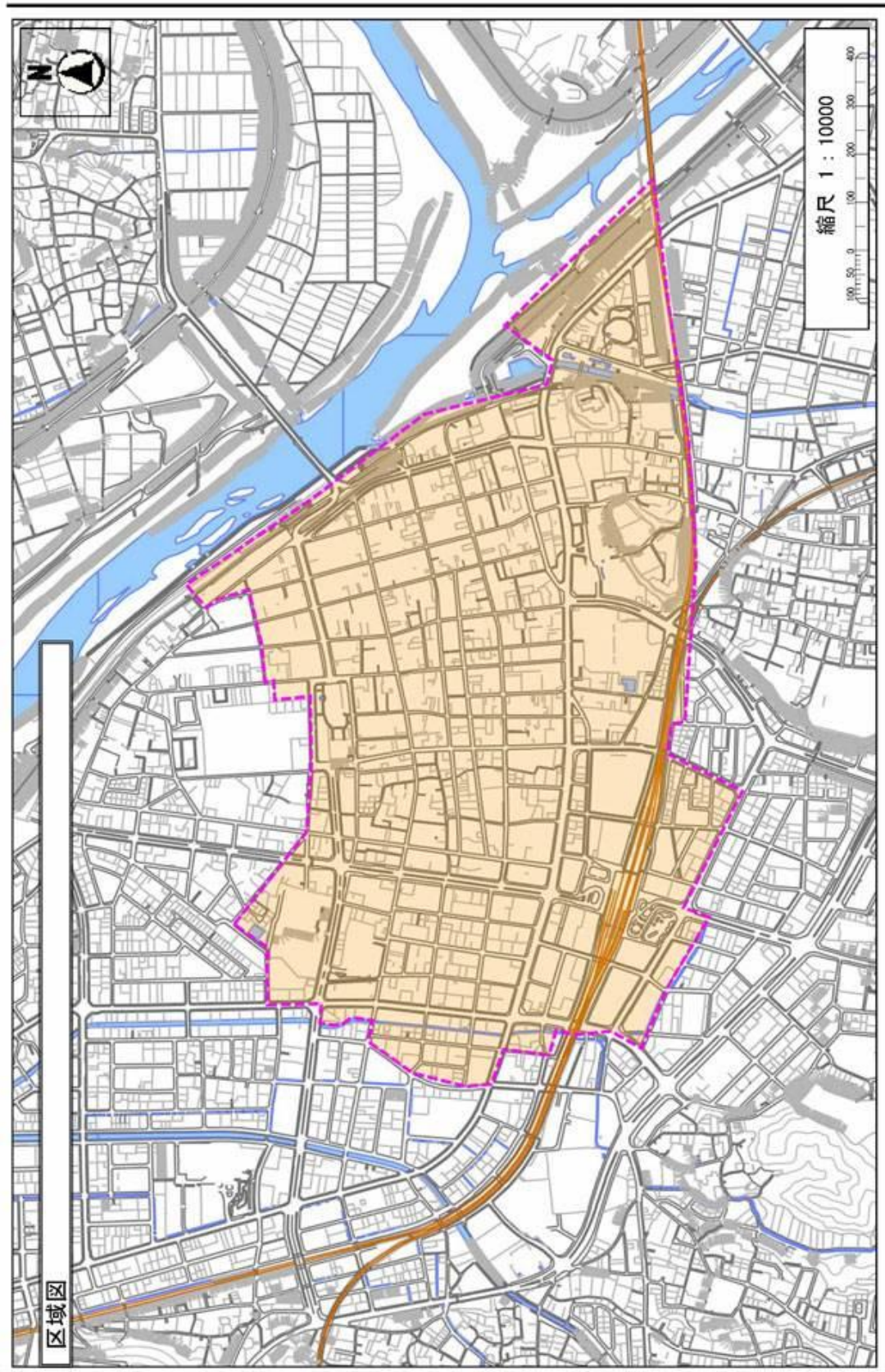
・広域（市域・周辺市町・関西圏）アクセス拠点となる福知山駅周辺から旧城下町までの市街地の範囲



■行政サービスの中心

- ・市民の生活基盤となる行政サービス拠点を中心に広がる市街地の範囲

(区域図)



〔3〕 中心市街地要件に適合していることの説明

第1号要件

当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること

■中心市街地の商業

面積的には中心市街地(116ha)は、福知山市全体(55,257ha)の約0.2%に過ぎない。

中心市街地の商業は、店舗数 23.2%、従業者数 16.4%および年間販売額 11.3%を占め、本市の経済的に中心的役割を担っている。

	店舗数(店)	従業者数(人)	年間販売額(百万円)
B. 中心市街地	242	1,217	19,124
集中度(B÷A)	23.2%	16.4%	11.3%

※H24 経済センサスを活用

■都市機能の集積

○国の施設

京都地方裁判所福知山支部、京都地方検察庁福知山支部

京都地方法務局福知山支局、福知山労働基準監督署、

国土交通省福知山河川国道事務所

○市の施設

福知山市役所、福知山城、ハピネスふくちやま、総合福祉会館、佐藤太清記念美術館、丹波生活衣館、勤労青少年ホーム、市民交流プラザふくちやま、福知山鉄道館ポッポランド、ポッポランド2号館、新町文化センター、観光案内所、治水記念館、惇明小学校、昭和小学校、福知山幼稚園、昭和幼稚園

○病院・診療所

京都ルネス病院、こどもクリニックにつしんどう、

足立医院、竹下医院、古川医院、松山内科循環器科医院、

土佐医院、牧整形外科医院、なかむら整形外科クリニック、

岡村医院、富坂眼科医院、岡本産婦人科、本町医院、横山耳鼻咽喉科、

ゴトウ耳鼻咽喉科医院、石鍋歯科医院、上田歯科クリニック、

大辻歯科医院、小橋歯科医院、松本歯科クリニック、よしだ歯科ク

リニック、吉見歯科医院、桐村眼科医院、駅前おかもと歯科、梅原

歯科医院、越山医院、産婦人科内科尾張医院、

前田耳鼻咽喉科医院、安井神経内科医院、小林歯科医院、

かたしば矯正歯科、クルス歯科医院、まつもと皮膚科クリニック、

いなば内科クリニック、いなば眼科クリニック

○その他施設

J R 西日本福知山支社、J R 福知山駅、福知山郵便局本局、N T T

西日本京都支店福知山本館、福知山商工会議所、

京都銀行福知山支店、京都銀行福知山駅南支店、

京都北都信用金庫福知山中央支店、近畿労働金庫福知山支店、関西ア

ーバン銀行福知山支店、京都丹後鉄道福知山駅

第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

中心市街地区域内では、居住人口、とりわけ児童を中心とした若年人口の減少が著しい。

また、小売商業販売額についても周辺都市や郊外部での大型店の出店が相次いだ結果、大幅な減少を示し、中心市街地の占める割合は厳しいものとなっている。

このため、中心市街地をこのまま放置すれば、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じる恐れが極めて高く、第2号要件を満たしている。

※「1. [2] (3) 地域の現状に関する統計データの把握・分析」を参照のとおり

■居住人口の推移

福知山市の全市人口は平成27年と平成18年を比較すると4.3%減になるのに対し、中心市街地においては11.5%まで減っている。児童数については全市では、平成17年から平成27年で10.4%減なのに対して、中心市街地では20.0%と著しい減少を示している。

	人口(人)			児童数(人)		
	平成18年	平成27年	増減率	平成17年	平成27年	増減率
全市	83,704	80,076	△4.3%	4,820	4,319	△10.4%
中心市街地	6,215	5,499	△11.5%	270	216	△20.0%

■小売商業の推移

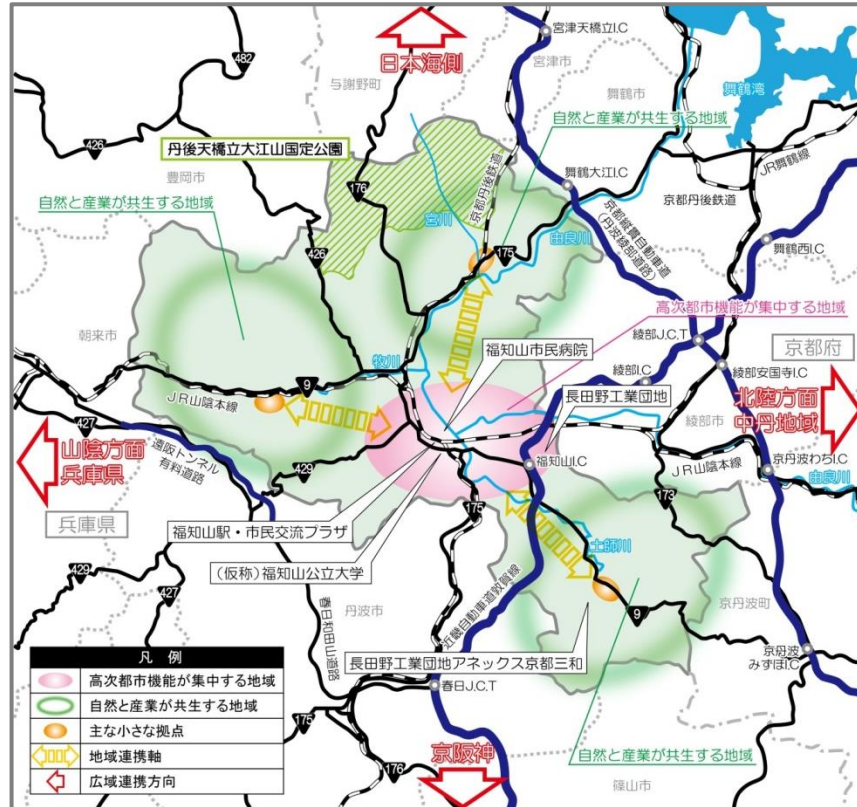
中心市街地商店街における小売年間販売額は、平成10年に市の郊外に大規模集客施設が出店し、消費者ニーズを捉えた店舗運営に客を取られたことが大きな要因となり、以降は急激な減少が見られる。旧福知山市域における販売額は平成9年の1,037億円に対し、中心市街地では283億円で27.3%となっていたが、平成11年においては旧福知山市の1,046億円に対し中心市街地では244億円と23.3%に減少し、その傾向は続き、平成24年では689億円に対し81億円となり11.9%まで減少した。

小売業年間販売額	9年	11年	14年	16年	19年	24年
中心市街地 販売額(百万円)	28,334	24,424	16,480	13,835	12,415	8,196
中心市街地(%)	100.0	86.2	58.2	48.8	43.8	28.9
旧福知山市 販売額(百万円)	103,723	104,616	91,303	83,318	89,229	68,904
旧福知山市(%)	100.0	100.9	88.0	80.3	86.0	66.4
中心市街地の割合(%)	27.3%	23.3%	18.0%	16.6%	13.9%	11.9%

平成9年～19年商業統計、平成24年度経済センサスより福知山市作成

	小売業年間販売額(平成9年＝100) と中心市街地割合の推移 <table><thead><tr><th>年</th><th>中心市街地 (販売額)</th><th>旧福知山市 (販売額)</th><th>中心市街地の割合 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>9年</td><td>100</td><td>100</td><td>25.0%</td></tr><tr><td>11年</td><td>88</td><td>102</td><td>22.5%</td></tr><tr><td>14年</td><td>58</td><td>88</td><td>18.0%</td></tr><tr><td>16年</td><td>48</td><td>80</td><td>16.0%</td></tr><tr><td>19年</td><td>44</td><td>86</td><td>14.0%</td></tr><tr><td>24年</td><td>30</td><td>68</td><td>11.0%</td></tr></tbody></table>	年	中心市街地 (販売額)	旧福知山市 (販売額)	中心市街地の割合 (%)	9年	100	100	25.0%	11年	88	102	22.5%	14年	58	88	18.0%	16年	48	80	16.0%	19年	44	86	14.0%	24年	30	68	11.0%
年	中心市街地 (販売額)	旧福知山市 (販売額)	中心市街地の割合 (%)																										
9年	100	100	25.0%																										
11年	88	102	22.5%																										
14年	58	88	18.0%																										
16年	48	80	16.0%																										
19年	44	86	14.0%																										
24年	30	68	11.0%																										
第3号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること	■周辺市町を含めた地域への発展効果が期待できる市街地 平成27年4月22日に京都府北部の5市2町（福知山、舞鶴、綾部、宮津、京丹後、伊根、与謝野）は若者が定着する持続可能な地域づくりを進める「京都府北部地域連携都市圏」形成推進を宣言した。今後、医療・福祉、教育、観光の連携強化や公共サービスの補完など、地域一体で人口減少対策に取り組む。 また、福知山市としては「未来創造 福知山基本計画（案）」を策定中であり、中心市街地については以下のような位置づけをしている。 『福知山市は、各地域の特性を活かし、多様性あふれるまちづくりを進めていくため、福知山市の「目標とする都市構造」を地域性やその役割を踏まえた“福知山らしいコンパクトな都市”づくりを推進している。 “福知山らしいコンパクトな都市”とは、高次の都市機能が集積する中心市街地の再生・強化とあわせて、三和地域、夜久野地域、大江地域や市街化調整区域を含めた農山村地域においては、中核となる集落を「小さな拠点」と位置付け、これらの核を中心として地域内外の連携強化を図り、日常的な生活利便性を確保する。』																												

■目標とする都市構造図（多様性あふれる高次機能都市）



■「未来創造 福知山基本計画（案）」での位置付け

平成 18 年 1 月に 1 市 3 町が合併して、新福知山市が誕生し、総合計画（第 4 次、計画年次：平成 20～27 年度）を平成 20 年 3 月に策定した。その中では、中心市街地の活性化を主要課題と位置付け整合性が取れている。

また、平成 28 年度に向けて「未来創造福山 基本計画（案）」（計画年次：平成 28～32 年度）の策定を進めている。この中で、中心市街地活性化については、まちづくりの重要視点として、「地域の個性と資源を活かす産業創造と交流連携のまちづくり」として位置付け、政策の第 3 章においても「だれもが快適に暮らせる生活基盤の整ったまちづくり」として掲げ、中心市街地を再生するために中心市街地ならではの都市機能の集積や歴史文化資源の活性化によつての賑わい創出、拠点性や利便性の向上と景観づくりによる「まちなか居住」を促進することとしている。

3. 福知山市中心市街地の活性化の目標

[1] 福知山市中心市街地活性化の目標

福知山市中心市街地活性化の基本的な方針を踏まえ、以下の3つの目標を基本計画期間における目標として定める。

(1) まちなか観光による人々が集う賑わいあるまち

中心市街地活性化の基本的な方針である「城下町ならではの地域資源を活かしたまちなか観光の促進」の実現に向け、区域内に存在する城下町福知山の地域資源を顕在化させ、魅力ある集客拠点の集積を生み出すことで、地域の価値を高め回遊性を向上させる。

特に、前回計画で課題として挙げられるお城・広小路・駅を繋ぐ導線整備や、多様なライフスタイルや観光ニーズに対応した宿泊・居住空間づくりなどを行うとともに、まちなか観光の充実を図る。

(2) 「人・もの・情報」が集まり、誰もが快適に暮らせるまち

中心市街地活性化の基本的な方針である「人・もの・情報が集積した利便性の高い都市機能の強化」の実現に向け、行政、市民、民間企業、福知山まちづくり(株)などがともに協働し、歴史文化・公共サービスの提供を図る。

具体的には、厚生会館改修事業で市民の利便性を高める効果を発現させることや、駅北口公園賑わい事業により観光案内所と連携し福知山ならではのイベントを実施すること、佐藤太清記念美術館での特別展事業などを行う。また、駐車場不足の状態である福知山城周辺の観光駐車場を拡張することや観光情報の発信を行うことで福知山に訪れる人を増やす。

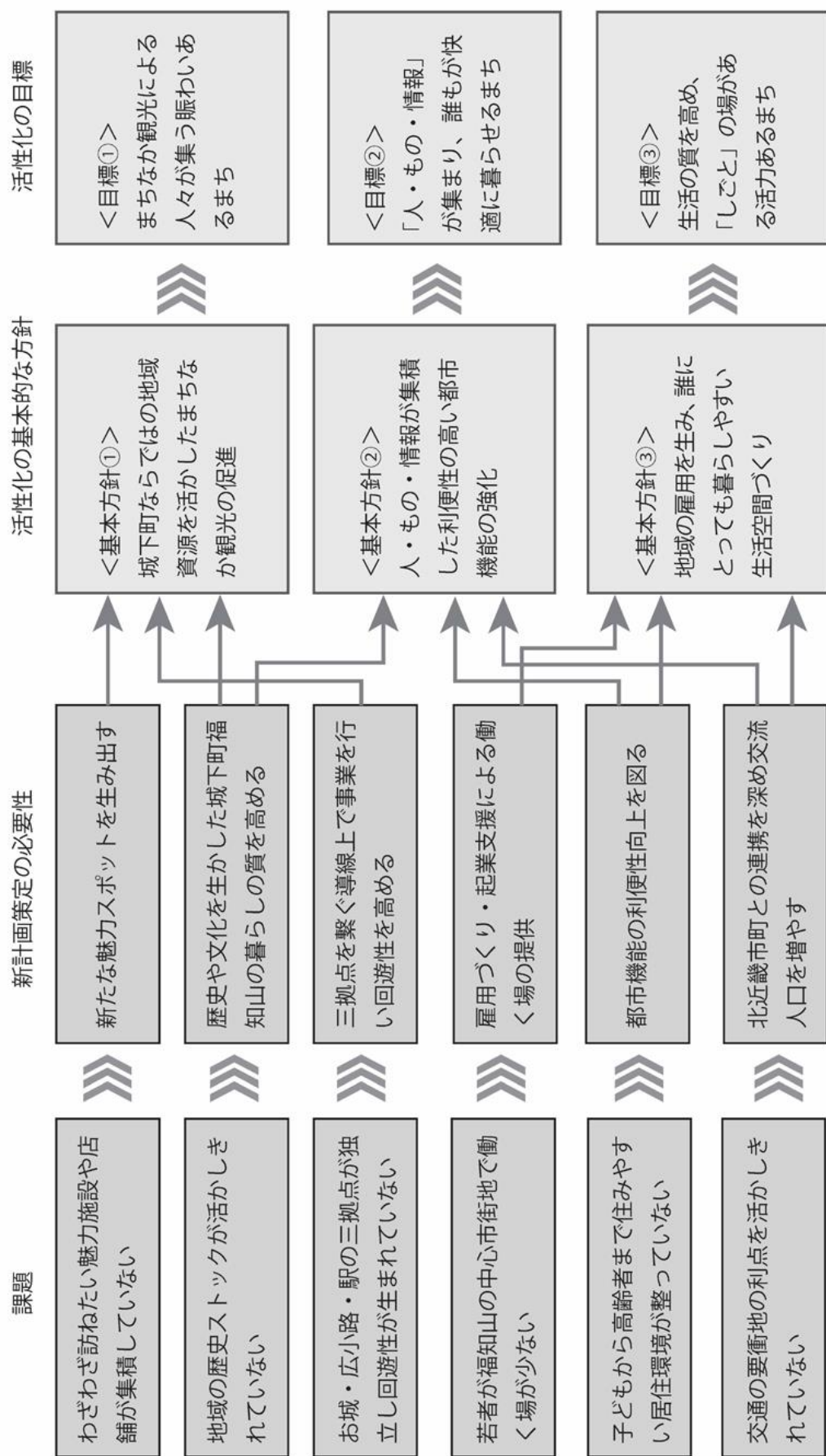
(3) 生活の質を高め、「しごと」の場がある活力あるまち

中心市街地活性化の基本的な方針である「地域の雇用を生み、誰にとっても暮らしやすい生活空間づくり」の実現に向け、中心市街地で新たにビジネスを始めたいと思える環境をつくる。

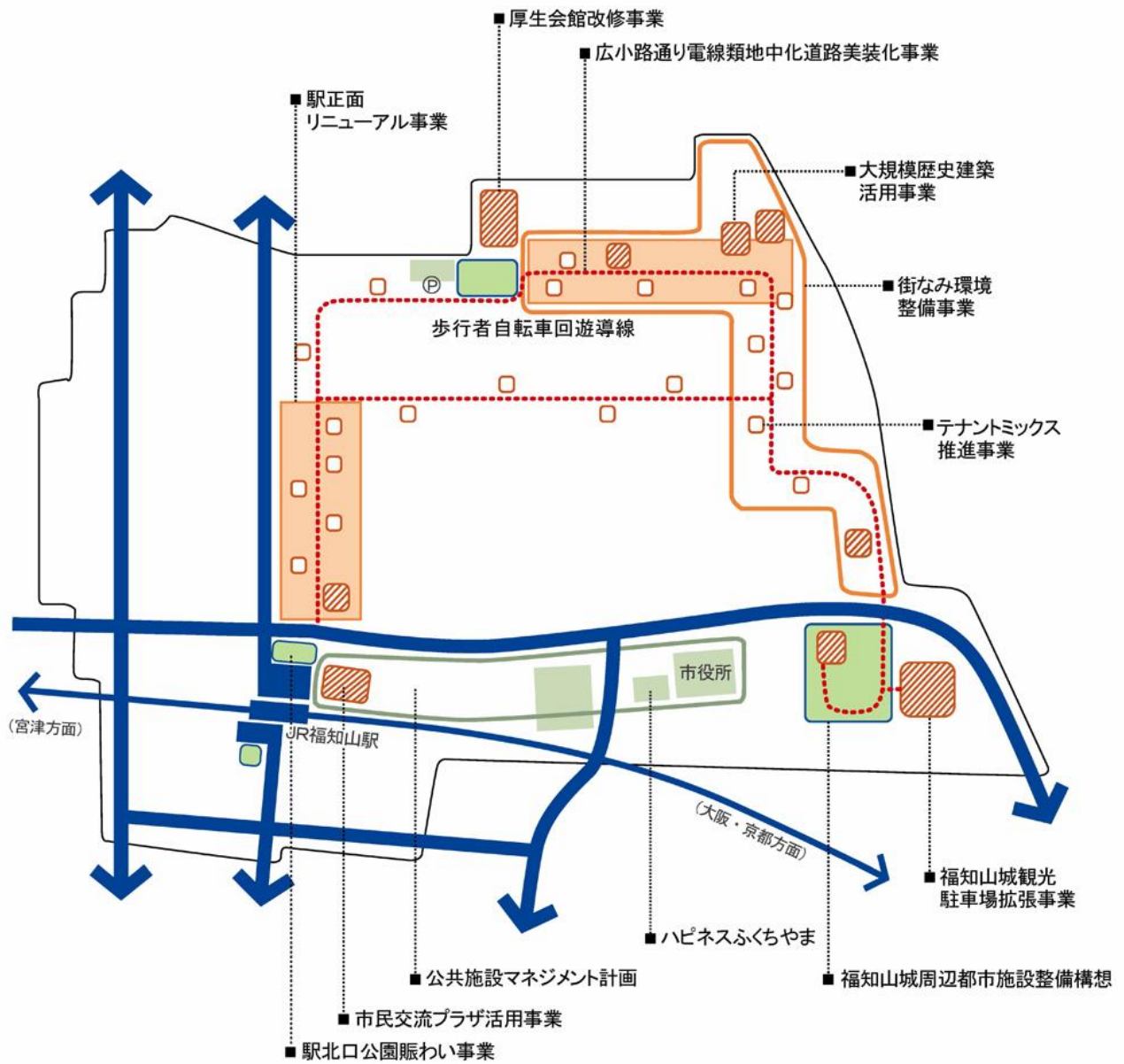
具体的には、これまでの中心市街地活性化事業において成果をあげてきた、福知山まちづくり(株)や民間事業者によるテナントミックス事業や、多面的な創業支援など、チャレンジしやすい環境づくりを行う。

[2] 計画期間の考え方

本基本計画の計画期間は、平成28年4月から、事業が進捗し、その実施効果が現れると考えられる平成33年3月とする。



■目標達成に向けた事業展開図



[3] 数値目標指標の設定

(1) 「歩行者・自転車通行量」(平日・休日の平均)

「まちなか観光による人々が集う賑わいあるまち」の達成を把握するための指標として「歩行者・自転車通行量」(平日・休日の平均)を設定する。

前回計画では、同様の数値目標を掲げていたが、活性化事業の効果を判定しづらい測定地点を含んでいたことから、今回は中心市街地活性化の戦略に基づき、福知山城・広小路・駅周辺の3拠点とそれらを繋ぐ4地点の合計7地点で測定することとする。

(2) 「歴史文化・交流施設利用者数」

『人・もの・情報』が集まり、誰もが快適に暮らせるまち」を達成するための指標として、「歴史文化・交流施設利用者数」を設定する。

中心市街地には歴史や文化施設や公共サービスを提供する交流施設が点在している。そうした施設には人が集まり、情報が交換され新たな価値が創造されるきっかけになる可能性がある。そこで、本計画においては7つの歴史文化・交流施設利用者数を目標指標として測定することとする。

(3) 「新規店舗開業数」

「生活の質を高め、『しごと』の場がある活力あるまち」を達成するため、福知山市中心市街地活性化の取り組みの核となるテナントミックス事業や創業支援における事業を中心とする事業を行うことで「新規店舗開業数」を増加させることを目標指標として設定する。

●中心市街地活性化の全体像

活性化の目標（全体のテーマ）（法9条3項2号）

- ◎ 歴史と文化が育んだ豊かな暮らしと賑わい交流のまちづくり
～城下町福知山の個性を現代的にアレンジし、新たな価値を創造する～

基本方針①

- 城下町ならではの地域資源を活かしたまちなか観光の促進
- ◎ 城下町福知山の地域資源を顕在化させ、魅力ある集客拠点を集積させる
- ◎ お城・広小路・駅を繋ぐ導線整備
- ◎ 多様なライフスタイルや観光ニーズに対応した宿泊・居住空間づくり

基本方針②

- 人・もの・情報が集積した利便性の高い都市機能の強化
- ◎ 市民の利便性を高める価値ある公共サービスの提供
- ◎ 市民力を高める交流・発信の場づくり
- ◎ 福知山の歴史・文化を伝える情報発信機能の充実

基本方針③

- 地域の雇用を生み、誰にとっても暮らしやすい生活空間づくり
- ◎ 若い世代が福知山に住み暮らせる魅力ある雇用づくり
- ◎ 多様なサービスを生み、地域経済を牽引する事業者を育てる起業支援

目標①

まちなか観光による人々が集う賑わいあるまち

《数値目標》

歩行者・自転車通行量（平日・休日の平均）
H27:3,871(人/日)
→H32:4,200 人(人/日)

目標②

「人・もの・情報」が集まり、誰もが快適に暮らせるまち

《数値目標》

歴史文化・交流施設利用者数
H26:356,104（人/年）
→H32:390,000（人/年）

目標③

生活の質を高め、「しごと」の場がある活力あるまち

《数値目標》

新規店舗開業数
H23～H27:10(店舗数/5年間)
→H28～H32:20(店舗数/5年間)

課題解決・活性化（目標達成）に向けた主な事業

- ①大規模歴史建築活用事業
- ②駅正面リニューアル事業
- ③福知山城周辺都市施設整備構想
- ④町家活用ゲストハウス施設整備事業
- ⑤まち歩き観光促進事業

- ①厚生会館改修事業
- ②市民交流プラザふくちやま活用事業
- ③ハピネスふくちやま活用事業
- ④佐藤太清記念美術館特別展事業
- ⑤駅北口公園賑わい事業
- ⑥福知山城観光駐車場拡張事業
- ⑦観光情報発信力強化事業

- ①中心市街地テナントミックス推進事業
- ②中心市街地創業支援事業

エリア内への波及効果

- ・前回計画で強化したお城・広小路・駅の三拠点を①の取組みによりさらに強化
- ・②と③の取組みにより、三拠点を繋ぐ導線を強化する
- ・④と⑤の取組みにより、滞在時間を増やし中心市街地の利用範囲・頻度を増やす

- ・①、②、③、④、⑤の取組みにより、既存公共施設の充実を図り利便性を高める
- ・⑥の取組みにより、駐車場不足を解消し、利用者増につなげる。
- ・⑦の取組みにより、観光情報を発信し、歴史文化・交流施設の利用者の増加につなげ、まちなかの回遊性の向上を図る

- ・①の取組みにより、ハード面で時代のニーズにあった店づくりを支援・誘致する
- ・②の取組みにより、ソフト面で店舗開業支援を行う

[4]数値目標の設定

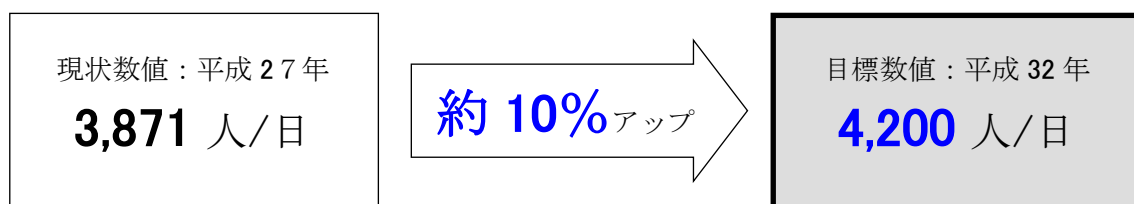
(1) 3つの数値目標

本計画において、以下の3つを数値目標として掲げる。

①「まちなか観光による人々が集う賑わいあるまち」の数値目標

「歩行者・自転車通行量」（平日・休日の平均）

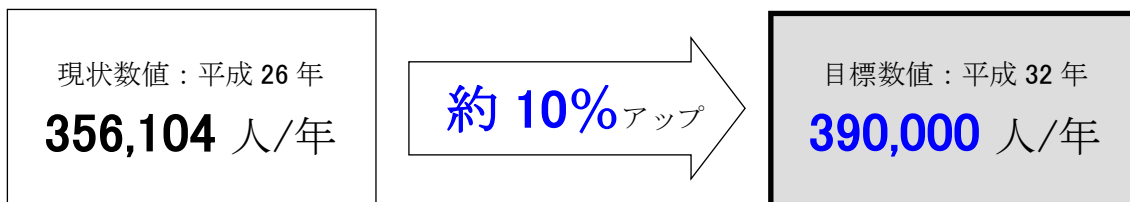
まちなかでの賑わいを分かり易くとらえることができる数値として、歩行者・自転車通行量を設定し、測定地点7箇所ですべて年2回（平日・休日）の平均を測定し、以下の数値まで向上させる。



②『人・もの・情報』が集まり、誰もが快適に暮らせるまち」の数値目標

「歴史文化・交流施設利用者数」

地域の価値を高める文化・社会サービスを充実させることで、以下の数値まで向上させる。



③「生活の質を高め、『しごと』の場がある活力あるまち」の数値目標

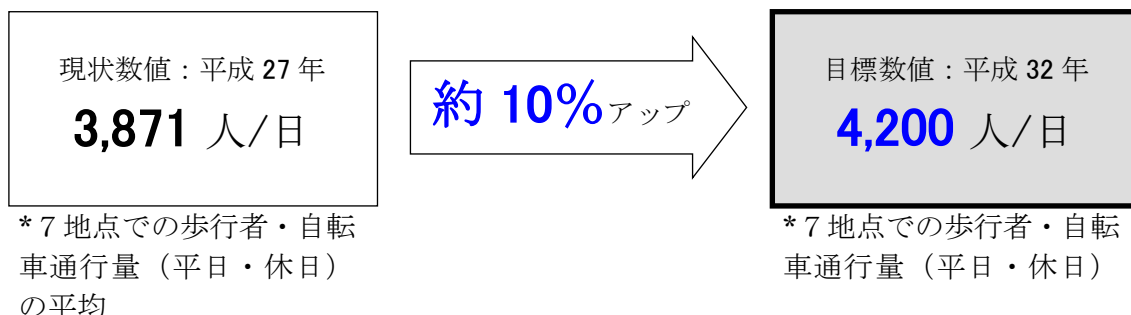
「新規店舗開業数」

中心市街地内において、民間事業者が行うテナントミックス事業や、または創業支援における新規出店者数を向上させる。



(2)「歩行者・自転車通行量」(平日・休日の平均)

減少傾向となっている歩行者・自転車通行量を増加傾向へ転換させる。

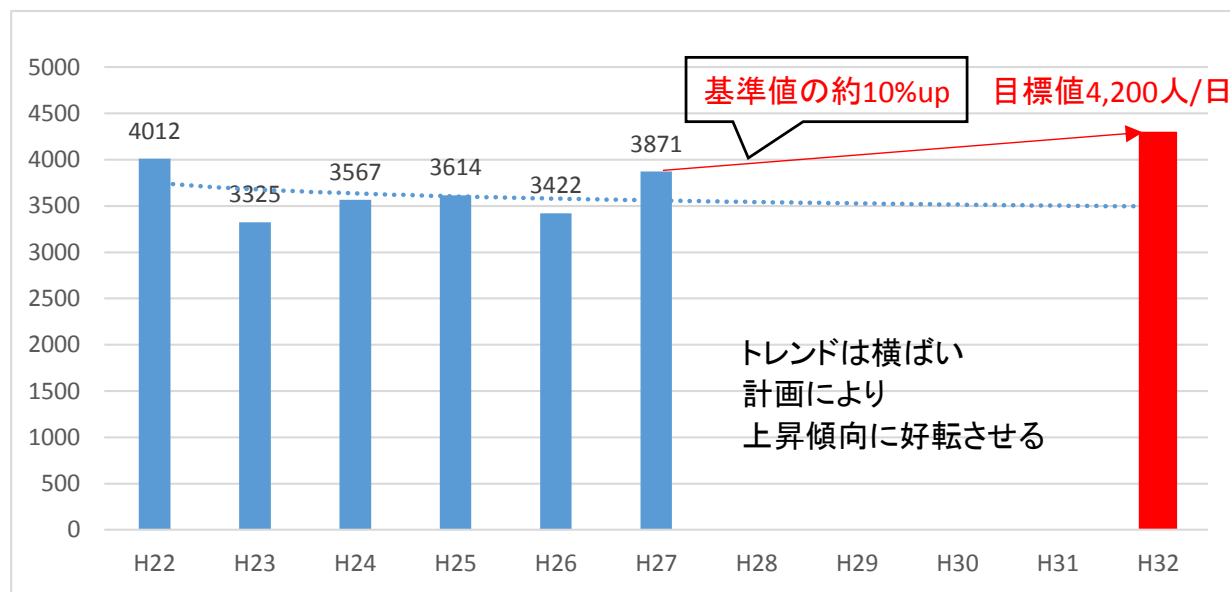


① 数値目標の設定理由

歩行者・自転車通行量の調査結果がある平成 20 年から前回計画の実施をした結果、トレンドとなる近似曲線から推測すると、緩やかになり横ばいとなっている。本計画をしない場合、緩やかに減少が続くことが予想される。

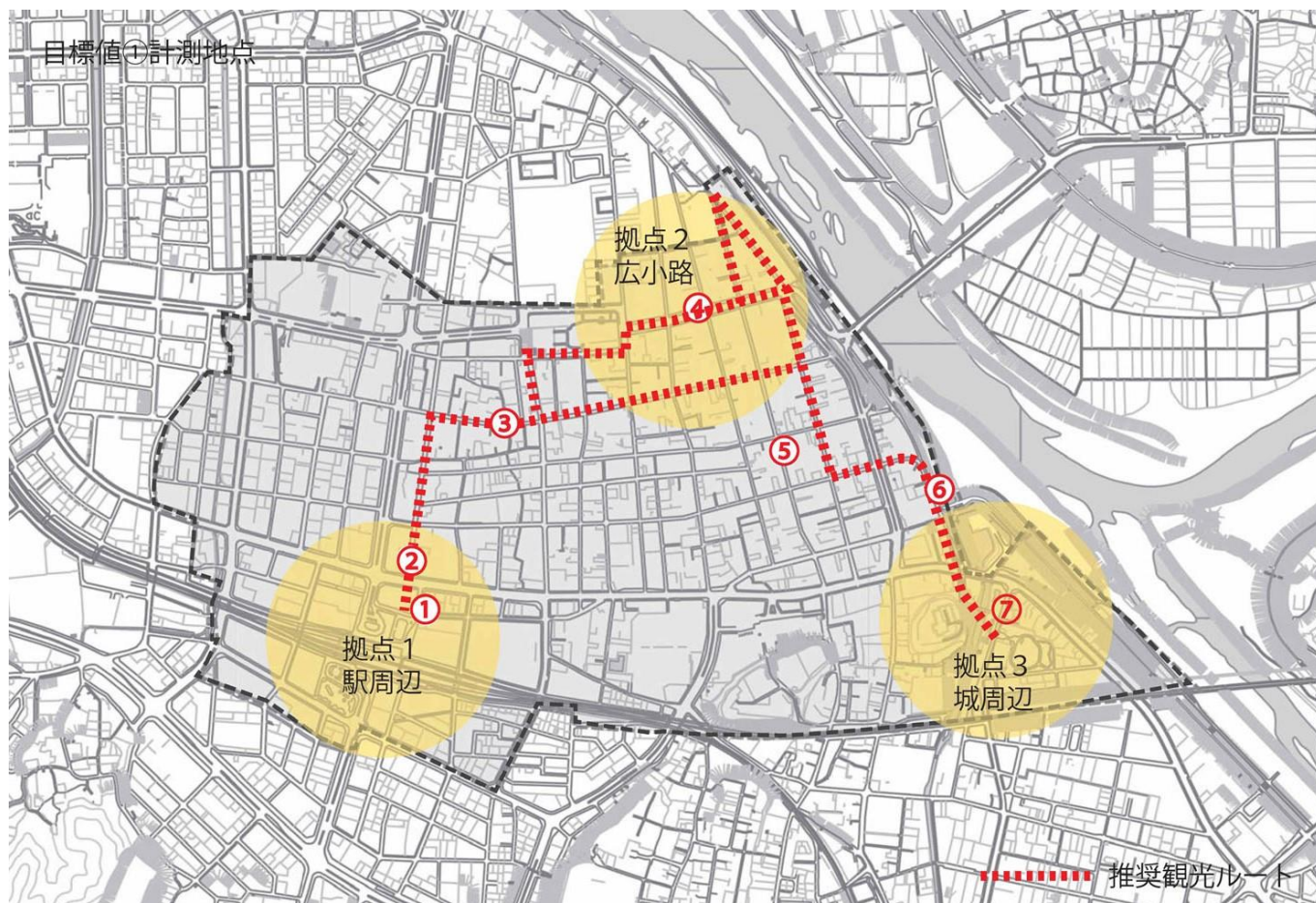
本計画においては、この減少傾向に歯止めをかけ、更に増加傾向にもっていくことを目標とする。数値目標としては、前回計画における目標アップ率約 10%を基準とし、平成 32 年の本計画完了時点で約 4,200 人/日を目標とする。

・「歩行者・自転車通行量」(平日・休日の平均)の数値目標



	H22	H23	H24	H25	H26	H27
城周辺(ゆらのガーデン前)	603	188	412	516	687	822
広小路商店街	910	884	815	844	654	834
駅周辺	517	594	661	582	594	630
京街道(旧松村邸裏)	393	296	300	401	328	336
駅正面通り商店街	737	659	543	585	592	685
新町商店街	502	411	580	368	312	326
あおい通り三丁目	350	293	256	318	255	238
合計	4012	3325	3567	3614	3422	3871

・ 歩行者・自転車通行量調査地点



②目標達成のための事業展開

<目標数値について>

現在 3,871 人である本市中心市街地の「歩行者・自転車通行量」（平日・休日の平均）を、現状の約 110%である目標数値 4,200 人を達成するためには、現状から 329 人程度の増加が必要となる。そのため、本基本計画においては次のような事業を実施することにより、目標数値を達成することとする。

現状	3,871 人／日
A. 大規模歴史建築活用事業 中心市街地内の大規模歴史建築を活用し、福知山の風土を五感で味わうことができる宿泊施設にリノベーションする事業。	38 人／日
B. 駅正面リニューアル事業 福知山駅正面に位置する駅正面通り商店街をまちづくりのコンセプトを策定し、空き家を活用してテナントミックス事業を行う。	164 人／日
C. 福知山城周辺都市施設整備構想 福知山城周辺賑わい創出施設（ゆらのガーデン）に続く第2弾プロジェクト。公共施設の再編とあわせて、文化・商業空間として整備する事業。	205 人／日
D. 町家活用ゲストハウス施設整備事業 中心市街地にある旅館を活用し、ゲストハウスとして改修し、交流人口を増やす事業。	24 人／日
E. まち歩き観光促進事業 長年の課題となっている駐車場不足を解消し、中心市街地の利用頻度を高める事業。	26 人／日
A～E の効果による歩行者・自転車通行量の増加	457 人／日 > 329 人／日

＜目標数値達成の根拠＞

A. 大規模歴史建築活用事業

中心市街地内における歴史ある大型建築を利活用し、宿泊施設として改修する事業。最大3部屋の宿泊施設とし、平均3人の利用で稼働率を70%で想定する。宿泊者は観光を目的としている人が多数であることから近隣の測定箇所3箇所往復すると、

●利用者がまちなか回遊をすることによる通行量の増加

$$3 \text{ 部屋} \times 1 \text{ 組平均} 3 \text{ 人利用} \times \text{稼働率} 70\% \times 3 \text{ 箇所} \times 2 \text{ (往復)} = 38 \text{ 人増/日}$$

※事業のターゲットはカップル(2人)またはファミリー(4人)で高い金額を支払ってでも良い体験を買いたい層(平均3人)。宿泊施設については、活用を想定している建物の構造より設定した。稼働率は、国土交通省観光庁宿泊旅行統計調査(平成26年4月～6月・暫定値)の京都府数値(旅館、ビジネスホテル、シティホテルの平均値)を参照。

B. 駅正面リニューアル事業

福知山駅正面に位置する駅正面通り商店街をまちづくりのコンセプトを策定しリニューアルを目指す。空き家を活用してテナントミックス事業を行うための事業主体として、地元有志によるまちづくり会社を設立し事業に取り組む。空き家を5件テナントミックス事業により集客施設に改修するとして、1店舗あたり1日平均40人の集客と300日開業するとして、

●利用者がまちなか回遊をすることによる通行量の増加

$$5 \text{ 店舗} \times 40 \text{ 人} \times 300 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 164 \text{ 人増/日}$$

※前回計画で実施した広小路商店街テナントミックス事業4店舗の実績より、平均40人を飲食店の損益分岐点と設定。5店舗の内容はニーズ調査における「カフェ、ダイニング、レストン、手づくりケーキ店、ベーカリーなど」の39.0%の回答よりスイーツ・カフェ・物販、その他、相乗効果を考え駅正面エリアの既存の人気店舗の業種と同じもの(ラーメン・焼肉屋等)を想定。

C. 福知山城周辺都市施設整備構想

福知山城周辺に5店舗の文化・商業施設を誘致するとして、1件当たりの来客数を1日平均50人、300営業日と仮定する。来店者の50%が調査地点を往復すると仮定すると、

●利用者がまちなか回遊をすることによる通行量の増加

$$5 \text{ 店舗} \times 50 \text{ 人} \times 300 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} \times 50\% \times 2 \text{ (往復)} = 205 \text{ 人増/日}$$

※店舗数については、前回計画で実施された近隣にある福知山城周辺賑わい創出施設整備事業(ゆらのガー

デン)を参照し、活用を予定している土地及び建物の構造より設定。店舗内容は伝統技術の展示・体験設備、工芸製品の販売とカフェ・スイーツを想定。集客数については、ゆらのガーデン(飲食・物販)の平成27年5月のリニューアル以降5ヶ月の実績値1日平均1店舗当たり31人と伝統及び体験設備の丹波生活衣館の1日平均23人の合計から50人に設定。

D. 町家活用ゲストハウス施設整備事業

中心市街地にある旅館を活用し、ゲストハウスとして改修し、交流人口を増やす事業。1日当たりの宿泊者数を10人、稼働率を60%と仮定する。その全ての人が測定値2箇所を往復すると、

●利用者がまちなか回遊をすることによる通行量の増加

$$10 \text{ 人} \times 60\% \times 2 \text{ 箇所} \times 2 \text{ (往復)} = 24 \text{ 人増/日}$$

※稼働率は町家を活用した類似ゲストハウス(京都市・宮津市)の予約サイトより算出した稼働率30%~90%から平均して60%と算出。

E. まち歩き観光促進事業

長年の課題となっている駐車場不足を解消し、中心市街地の利用頻度を高める事業。平成27年4月よりモデル事業として福知山パーキングの1時間無料化事業を展開しており、現在までの実績として過去3年間の平均に比べ1ヶ月当たり約800台利用者が増加しており、今後さらに広報の充実や商店街などとの連携を強めることで、さらに1ヶ月当たり400台の新規の利用者の獲得とリピータの利用の増加を図るものとする。平均2人の乗車、そのうち50%が測定地点を往復するとして想定すると、

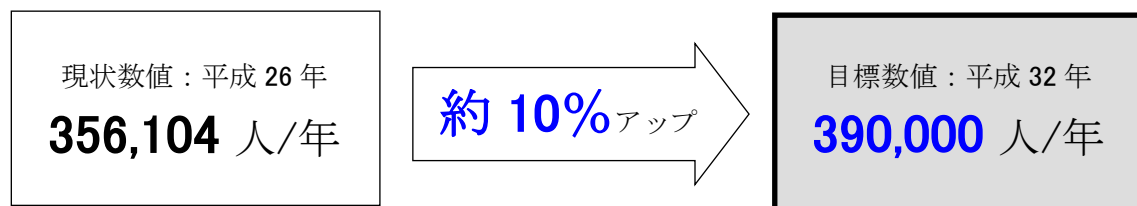
●利用者がまちなか回遊をすることによる通行量の増加

$$1 \text{ ヶ月} 400 \text{ 台} \times 2 \text{ 人} \times 12 \text{ ヶ月} \div 365 \text{ 日} \times 50\% \times 2 \text{ (往復)} = 26 \text{ 人増/日}$$

③フォローアップの方法

フォローアップの方法としては、計画期間中、年2回決まった時期に福知山市により測定する。

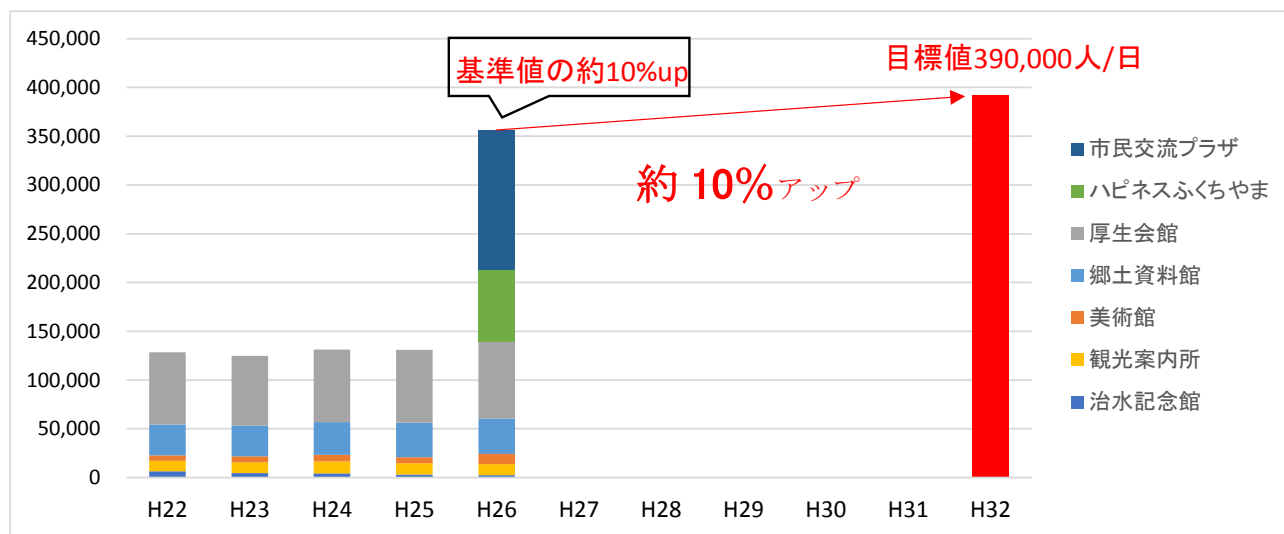
(3) 「歴史文化・交流施設利用者数」



①数値目標の設定理由

前回計画では大型の公共公益施設を 2 つ(市民交流プラザふくちやま・ハピネスふくちやま)整備し、都市機能の増進を図った。その結果、中心市街地は福知山市内で随一の都市機能集積エリアとなっており、市民の利便性を高めるエリアとなっている。また、歴史や文化施設も点在しており、こうした資源は街の価値を向上させる上で重要な要素である。そこで、本計画においては既存の都市施設の機能を強化し、継続して市民の利便性を高めることを目的とし、7 つの歴史文化・交流施設利用者数増を目標値として測定する。前回計画期間では、後半に 2 つの公共公益施設がオープンし、一気に利用者数が増加しているが、今後の目標は本計画をすることでさらに継続して増加させる。数値目標としては、現状から約 10%増加の 390,000 人の利用者を目指とする。

・歴史文化・交流施設利用者数の推移



	H22	H23	H24	H25	H26
市民交流プラザふくちやま					142,522
ハピネスふくちやま					74,116
厚生会館	73,953	71,556	74,296	74,737	78,829
郷土資料館	31,554	31,372	33,560	35,351	36,289
美術館	5,567	5,943	6,562	6,085	10,644
観光案内所	10,727	11,058	12,405	11,641	11,270
治水記念館	6,605	4,772	4,312	3,070	2,434
合計	128,406	124,701	131,135	130,884	356,104

※市民交流プラザは平成 26 年オープンのため、H26 の実績とする。また、利用者数は生涯学習スペースの利用数とする

※ハピネスふくちやまは平成 27 年 8 月オープンのため、8 月から 10 月までの実績と移転前の中央保健福祉センターの利用者数等を用いて推測

②目標達成のための事業展開

<目標数値について>

現在 356,104 人(推計値含む)である歴史文化・交流施設利用者数を目標値の 390,000 人(約 10%アップ)とするためには、33,896 人程度の増加が必要となる。そのため、本基本計画においては次のような事業を実施することにより、目標数値を達成することとする。

現状	356,104 人
A. 厚生会館改修事業 本市の文化振興の拠点である厚生会館について、社会環境に即した改修を行なうとともに、機能改善を目指す事業	3,941 人
B. 市民交流プラザふくちやま活用事業 市民交流プラザふくちやままでの講座開設者を充実するための広報活動等を実施し、市民に社会参加の機会や新たな価値との出会いの場を提供する事業	14,600 人
C. ハピネスふくちやま活用事業 ハピネスふくちやままでの子育て世代の教室及び健康推進事業、障害者生活支援事業、男女共同参画推進事業等を実施する事業	6,000 人
D. 佐藤太清記念美術館特別展事業 福知山市名誉市民である佐藤太清画伯の特別展を開催し、福知山市民としてのアイデンティティ増幅に寄与する事業	2,000 人
E. 駅北口公園賑わい事業 福知山駅北口公園を活用し、賑わいあるイベント等を活用のマネジメントを行う事業。	3,600 人
F. 福知山城観光駐車場拡張事業 福知山城周辺施設の利用促進のため、長年の課題である駐車場不足を解消するため、観光駐車場を拡張する事業	3,628 人
G. 観光情報発信力強化事業 城下町福知山の観光情報を広域に発信し、利用者増につなげる事業	1,000 人
A～Gの効果による文化・交流施設の利用者の増加	34,769 人 >33,896 人

＜目標数値達成の根拠＞

A. 厚生会館改修事業

本市の文化振興の拠点である厚生会館について、社会環境に即した改修を行なうとともに、機能改善を目指すものであり、平成 26 年度の利用者数を基準に 5 % とする。

●機能改善による利用者の増加

$$78,829 \text{ 人} \times 5\% = 3,941 \text{ 人}$$

※5 %については、平成 23 年度から平成 26 年度までの過去 4 年間の平均増加率が 3 %であったことに加え、努力増加率 (+2 %) の和を乗じた目標値とする。また、市が策定中の「未来創造 福知山基本計画 (案)」による文化施設全体の目標が 5 %であることから大型集客施設である厚生会館も同様の利用者数として引き上げる。

B. 市民交流プラザふくちやま活用事業

前回計画期間に福知山駅前の隣接地に整備した市民交流プラザふくちやまの生涯学習センターを活用し、市民の社会参加の機会提供、新たな価値との出会いの場の提供等を目的として、広報活動の充実を図り、講座開設者や企業の研修会利用を募ることで、市民活動を広げるコミュニティマネジメント事業。

●生涯学習センターの利用者数の増加

$$2 \text{ 講座及び研修会利用/日} \times 365 \text{ 日} \times \text{平均 } 20 \text{ 人} = 14,600 \text{ 人}$$

※施設稼働率の平均が 51 % (平均 27 年 11 月末現在) であり、そのうち講座や研修会等に使用可能な部屋として、1 日あたり 2 部屋以上が空いている状況から、新たに 2 件の新規利用を促進し、利用者数の増加を図る。1 件当たり利用人数については施設の一部屋あたりの平均利用実績から設定する。

C. ハピネスふくちやま活用事業

ハピネスふくちやままでの子育て世代の教室及び健康推進事業、障害者生活支援事業、男女共同参画推進事業等を実施する事業。

●各種講座や勉強会の開催による利用者増

$$\text{月 } 10 \text{ 回} \times 50 \text{ 人} = 6,000 \text{ 人}$$

※ハピネスふくちやまについては、各階により会場の機能が別れており、1 階で平均すると 1 回約 48 人の利用で、2 階及び 3 階で 1 回約 52 人の利用から、ハピネスとしての 1 回あたりの講座及び勉強会は約 50 人となる。

D. 佐藤太清記念美術館特別展事業

福知山市佐藤太清記念美術館特別展を開催することで、福知山市民に対しては潜在的な文化意識を引き出し、市外の住民に対しては福知山の文化を伝達することで愛着を深めてもらうための事業。

●特別展開催による利用者の増加

2,000 人増

※平成 27 年度に実施された特別展の平均来場者数は 1,500 人であり、当事業では、およそ 1.3 倍となる 2,000 人（平成 26 年度、生誕 100 周年実績 4,000 人の半分程度）を目標とする。

E. 駅北口公園賑わい事業

福知山駅北口公園を人が集まる場として活用するために、周辺のまちづくり組織と連携し、定期的なイベントの実施などを行う事業。300 人集客のイベントを年 12 回開催すると、

●イベントによる利用者の増加

$300 \text{ 人} \times 12 = 3,600 \text{ 人増}$

※ゆらのガーデンにおけるイベントの集客実績（平均 300 人）と同程度と想定する。

F. 福知山城観光駐車場拡張事業

福知山城観光駐車場が満車になることで福知山城に立ち寄ることを諦めていた観光客に立ち寄ってもらえるよう、駐車場を拡張して利用者数をあげる。駐車台数を 62 台から 72 台に拡張することで、郷土資料館年間利用者数 36289 人が 10%増加するとして、

●駐車場を拡張することによる利用者の増加

$36,289 \text{ 人} \times \text{約 } 10\% \text{ (72 台/62 台)} = 3,628 \text{ 人増}$

G. 観光情報発信力強化事業

海の京都「お城とスイーツを巡るまちなか観光」福知山市マスタープランにもとづき、観光の情報発信として、ゆらのガーデンに Wi-Fi スポットを設置し、観光情報入手の利便性を図ることで、ゆらのガーデン利用者（年間約 10 万人）の 1%が歴史文化・交流施設を利用するとして、

●情報発信による利用者の増加

$100,000 \text{ 人} \times 1\% = 1,000 \text{ 人増}$

※ゆらのガーデンの来客者アンケート（平成 27 年 6 月実施）において、フリー Wi-Fi に接続してスマホに観光情報が入ってきた場合、「利用することを検討する」とした割合が 10%であり、そのうち周辺観光施設を利用していない人の割合より推測。

③フォローアップの方法

フォローアップの方法としては、計画期間中、年間の利用者数を各施設で計測し、福知山市によりとりまとめを行う。

(4)「新規店舗開業数」



①数値目標の設定理由

中心市街地に魅力的な店舗が集積することによるエリアの価値向上を目的とし、まち歩き観光を推進するルートづくりを強化させるため、前回計画で整備した商店街を中心にさらに店舗数を増加させ、福知山駅や福知山城からのまちなか回遊を促進し、三つの拠点施設をつなぐルート上の直線上にも事業が起こせるように配置していく。また事業主体については、福知山まちづくり株式会社等民間が主体としてテナントミックス事業を進め、タウンマネージャー等がサポート体制を築く。前回計画では、ルート上に、テナントミックス事業4店舗、総務省関係補助事業2店舗、空き店舗チャレンジ事業4店舗の計10店舗がオープンした。今後は、福知山まちづくり株式会社等民間が主体としたテナントミックス事業や様々な創業支援も行いながら、タウンマネージャー等のサポート体制も強め、魅力ある店舗の増加を進めていく。

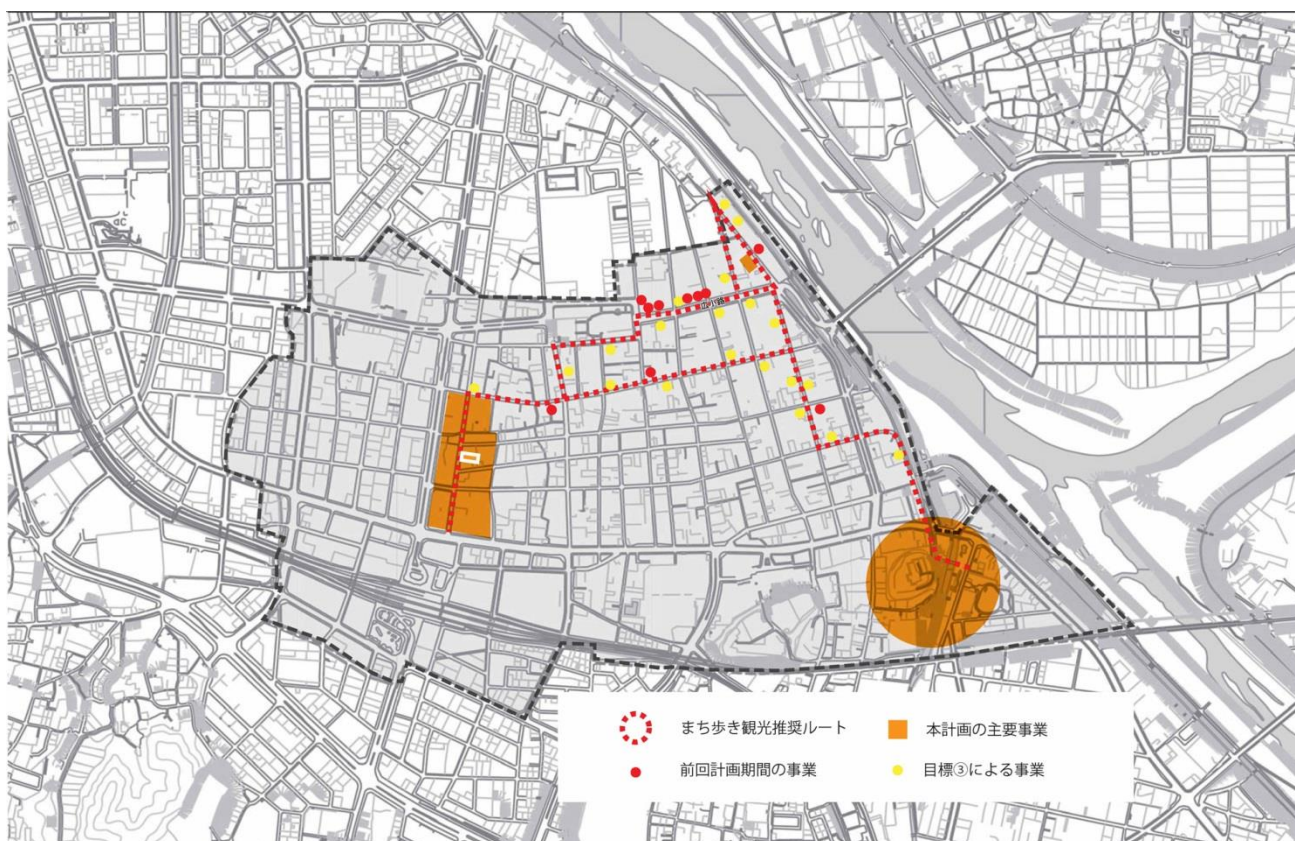


図 テナントミックス推進事業箇所イメージ

②目標達成のための事業展開

＜目標数値について＞

前回計画期間では 10 店舗であった、広小路とゆらのガーデンを繋ぐ導線上や広小路界限におけるテナントミックス事業・創業支援による新規店舗開業数を、新計画期間で 20 店舗開業することを目標数値とする。

現状	10 店舗
A. 中心市街地テナントミックス推進事業 中心市街地内における空き家を利用した飲食・物販等のショップ開業に対し、経済産業省の補助金活用の自己負担分の補助やタウンマネージャーの支援を実施する事業	5 店舗
B. 中心市街地創業支援事業 中心市街地での起業・創業対象者に、起業塾や先進事例の視察などを開催し、開業支援を行う事業	15 店舗
A～Bの効果による新規店舗開業数の増加	20 店舗

＜目標数値達成の根拠＞

A. 中心市街地テナントミックス推進事業

中心市街地内における空き家を利用した飲食・物販等のショップ開業に対し、経済産業省の補助金活用の自己負担分の補助やタウンマネージャーの支援を実施し、テナントミックス事業として、毎年 1 店舗、計 5 店舗の開業を目指す。

$$1 \text{ 店舗/年} \times 5 \text{ 年} = 5 \text{ 店舗}$$

※中心市街地で求められる賑わい創出事業としては、地域住民のニーズ調査においても「気軽にランチのできるお店」は 48% というアンケート結果が出ており、店舗開業に対する高い期待が伺える。前回計画においてテナントミックス推進事業を利用した新規店舗開業数は 4 店舗であり、また、空き家・空き店舗等ストックバンク推進事業においても、平成 27 年度に利用し開業した店舗の中に、テナントミックス推進事業の活用を検討した店舗が 1 件あったことから、今回計画の平成 28 年度から平成 33 年度においては、毎年 1 店舗、計 5 店舗の開業を目標とする。

B. 中心市街地創業支援事業

中心市街地での起業・創業対象者に、起業塾や先進事例の視察などに支援を行うものであり、『福知山市創業支援事業計画』に基づき『創業相談窓口』の設置や『起業セミナー』、『起業実践塾』の開催、『専門家派遣』による伴走型支援など、総合的な支援を実施し起業塾に参加した者などが毎年 3 店舗開業することを目指す。

$$3 \text{ 店舗/年} \times 5 \text{ 年} = 15 \text{ 店舗}$$

※市の創業支援計画における日本政策金融公庫や商工会議所などの関係機関への聞き取り調査によると、平

成 25 年度の市内全体の創業者数は 17 人で、平成 26 年度では 13 人であったことから過去 2 ヶ年の平均の市内全体の創業者数は年間平均 15 人とし、また平成 27 年度（4 月から 11 月末時点）の創業者数では市内全体で 5 人であり、うち 1 人が中心市街地の創業者であったので、年間平均 15 人の 20%である 3 人が年間に店舗を開業することとして想定した。

③フォローアップの方法

フォローアップの方法としては、計画期間中の開業数を福知山市が把握し、とりまとめを行う。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

〔1〕市街地の整備改善の必要性

＜現状＞

福知山市は、ＪＲ山陰本線、福知山線および京都丹後鉄道の結節点で鉄道のまちとして発展してきた。一方、機関区を含む広大な平面鉄道により、市街地が南北に分断されてきた面があり、昭和 60 年度以降、駅南土地区画整理事業や福知山駅付近連続立体交差事業に着手し、平成 21 年 2 月末にはＫＴＲの高架開業をもって、南北市街地の一体化が実現した。これに合わせて駅周辺の旧鉄道用地などの活用と南北市街地の一体化整備を図るため、福知山駅周辺土地区画整理事業による都市基盤整備が完了した。前回計画においては、その一角に市民交流プラザふくちやまがオープンし、情報の集積する施設として周辺市町など広域からの利用が図られている。

また、福知山城周辺では、昭和 6 1 年に市民の寄付を中心に天守閣（郷土資料館）が再建され、その後、福知山城周辺整備構想に基づき、美術館、丹波生活衣館、公園等の施設整備が進められてきた。そして、前回計画においては、飲食や休憩ができる施設の必要性を受け、福知山城憩いの広場「ゆらのガーデン」がオープンし、広域からの観光客に対する福知山の玄関口としての役割を担っている。

その他前回計画では、福知山城周辺における集客をまちなかへ繋ぐべく、歩道橋の整備や街なみ環境整備など歴史資源を活かした事業展開を実施した。その結果、広小路通りは城下町風の街なみに変わり、中心市街地を代表する通りへと生まれ変わった。

＜市街地の整備改善の必要性＞

前回計画では、福知山城周辺・広小路界限・福知山駅周辺の 3 つの拠点整備が行うことができたが、それらを町歩きに繋げるまでには至らなかった。また、住民アンケートの結果によると、駐車場不足を指摘する回答が多かった。そうした点を踏まえ、市街地の整備改善のために、本基本計画では以下の事業を実施する。

- (1) 福知山城と広小路通りを繋ぐ京街道・長町等における街なみ整備に関連する事業
- (2) 福知山城と福知山駅の導線上にある公共施設一帯についての事業
- (3) 不足する駐車場対策に関連する事業

＜フォローアップ＞

毎年、事業の進捗状況の把握を行う。

また、個別事業の進捗状況を確認した上で、どの程度中心市街地が活性化してきているか判断し、状況に応じて、事業の促進や見直しなどの改善措置を講じる。また、計画期間満了時点において再度進捗調査を行い、中心市街地活性化の効果的な推進を図る。

〔２〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：街なみ環境整備事業 （内記・広小路・長町・下柳地区） 内容：京街道から広小路にかけてのまちなか修景整備 実施時期：平成24年度から平成32年度	福知山市 町並み・町家活用プロジェクト会議	歴史と文化に育まれた城下町福知山ならではの街なみを再整備し、まちなか観光に結び付けていくとともに、そこに住む人々が自分の町に誇りを持って来街者をもてなし、併せて、安心・安全に暮らせるまちづくりを目指すために必要な事業である。福知山城下町東部地区街づくり協定に基づき、まちなか住宅等の修景整備を行うものであり、「まちなか観光による人々が集う賑わいあるまち」の実現に必要な事業である。	支援措置の内容：社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 実施時期：平成28年度から平成32年度	
事業名：統一サイン計画事業 内容：歴史的資源をはじめとしたまちの見所を盛り込むサイン整備 実施時期：平成28年度から平成32年度	福知山市 町並み・町家活用プロジェクト会議	街なみ環境整備事業計画に基づき、安全かつ快適な歩行者の街なかへの誘導を行うため、まちの見所などを盛り込んだサイン整備を行うものであり、「まちなか観光による人々が集う賑わいあるまち」の実現に必要な事業である。	支援措置の内容：社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 実施時期：平成28年度から平成32年度	

事業名：京町線道路美装化事業 内容：京街道の道路を城下町の街なみに合うよう美装化 実施時期：平成25年度から平成28年度	福知山市 町並み・町家活用プロジェクト会議	城下町福知山のシンボリックな街なみを残す京街道（京町線道路）を再生するよう美装化するものであり、「まちなか観光による人々が集う賑わいあるまち」の実現に必要な事業である。	支援措置の内容：社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 実施時期：平成25年度から平成28年度	
事業名：広小路通り電線類地中化道路美装化事業 内容：城下町風の景観づくりを進める広小路通りの電線類地中化 実施時期：平成26年度から平成29年度	福知山市 町並み・町家活用プロジェクト会議 広小路リニューアル部会	リニューアルが進む広小路商店街の景観に配慮し、歩行者や通行車両の安全を確保するため、老朽化により損傷が激しい広小路本町線について、電線類地中化などの道路改良を実施し、全面的な改良を行うものであり、「まちなか観光による人々が集う賑わいあるまち」の実現に必要な事業である。	支援措置の内容：社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 実施時期：平成26年度から平成29年度	

（3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：福知山城周辺都市施設整備構想 内容：(仮称)マイスターカフェ 福知山の建設 実施時期：平成 28 年度から平成 32 年度	福知山市 民間	本市の文化・観光の拠点である福知山城周辺(キャッスルゾーン)にある丹波生活衣館を伝統技術の展示・体験設備、工芸製品の販売とカフェ・スイーツ等を提供する施設として整備(リノベーション、増築)するものであり、「まちなか観光による人々が集う賑わいあるまち」の実現に必要な事業である。		
事業名：福知山城観光駐車場拡張事業 内容：福知山城観光駐車場を拡張する 実施時期：平成 28 年度から平成 29 年度	福知山市 城周辺賑わい創出プロジェクト会議	福知山城観光駐車場に隣接する文化財保管施設を移転し、観光駐車場の拡張を行なうものであり、『人・もの・情報』が集まり、誰もが快適に暮らせるまちの実現に必要な事業である。		
事業名：福知山城周辺駐車場拡張事業 内容：福知山城周辺の未利用地を活用して駐車場を整備 実施時期：平成 28 年度から平成 32 年度	福知山市	福知山城やゆらのガーデン等、城周辺には複数の集客施設があるものの、それらに対応する駐車スペースが十分でないことから、周辺にある未利用地を活用して駐車場整備をするものであり、『人・もの・情報』が集まり、誰もが快適に暮らせるまちの実現に必要な事業である。		

事業名：中心市街地公有地活用促進事業 内容：まちなかにおける公有地を公募売却 実施時期：平成28年度から平成30年度	福知山市	市有地販売事業のなかで、中心市街地における公有地について、民間への公募売却を行い、市街地活性化を図るものであり、「『人・もの・情報』が集まり、誰もが快適に暮らせるまち」の実現に必要な事業である。		
事業名：公共施設マネジメント計画 内容：公共公益施設の計画的な整備による施設機能の集約（複合化・多機能化）や施設民間移譲による総量削減を図る 実施時期：平成27年度から平成31年度	福知山市 民間	公共施設機能を集約し、施設の複合化・多機能化を計画的に実施することにより、コンパクト化+ネットワーク化を目指す。このような複合目的の施設を行政と地域が協働し運営することにより、多世代住民や複数地域の交流機会の増進を図り「『人・もの・情報』が集まり、誰もが快適に暮らせるまち」の実現を図る。		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

〔1〕都市福利施設の整備の必要性

＜現状＞

福知山市は、平成 18 年 1 月の合併に伴い、市域が 2 倍以上となり、中心市街地の役割として、より利用しやすい行政サービス機能の充実が求められている。その中、前回計画では、本市の玄関口である福知山駅周辺において、府県域を越えた三丹地域（丹波、丹後、但馬）の方が利用できる「市立図書館」、文化芸術活動や会議・研修等に利用できる「中央公民館」、地元就職に向けた総合的な就業支援を行う「北京都ジョブパーク」、さらには障害者の働く場を提供するカフェスペースなど様々な機能を備えた複合施設「市民交流プラザふくちやま」がオープンし、多くの人々がまちなかに集い交流できる拠点施設の運用が始まった。また、この建設に合わせて市民交流プラザに移転した図書館や市民会館などの空きスペースに中活エリア外から中央保健センター等を移設し公共施設の集中を図った。

一方、夜間保育事業については、駐車スペースなどの問題から中心市街地エリア内ではなくその隣接地に開設することになるとともに、子育て支援事業である「つどいの広場」についても利用者の増加に対応していくためエリア外へ移転することとなった。また、高齢者支援についても単年度での取り組みが中心であったため、継続した事業化には至っていない。

＜都市福利施設の整備の必要性＞

前回計画では、多様な都市福利機能を持つ「市民交流プラザふくちやま」を開設することができ、多くの人々の生活利便性を高めることができた。一方、子育て支援の拡充や、高齢者支援等市民のそれぞれのライフスタイルにあわせた健康増進策については十分な対応ができなかった。

今後は都市福利施設の利用者を増やせるよう施設のリニューアルをするハード整備と講座等の充実をするソフト事業を実施する。都市福利施設の整備のために、本基本計画では以下の事業を実施する。

- (1) 中心市街地にある公共・公益施設の利用者の対象を拡げる（バリアフリー化等）
- (2) 中心市街地にある公共・公益施設の利用者を増やす
- (3) 空き店舗を活用した高齢者福祉施設や子育て支援施設を整備する事業

＜フォローアップ＞

毎年度末に基本計画に位置づけた事業計画の進捗調査を行い、目的達成に向けて必要に応じて改善措置を講じ、活性化の推進を図る。

〔２〕 具体的事業の内容

（１） 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（２） ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

（２） ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

（３） 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：厚生会館改修事業 内容：厚生会館の機能を改善し幅広い利用を促す 実施時期：平成28年度から平成29年度	福知山市	本市の文化振興の拠点である厚生会館について、社会環境に即した改修を行なうとともに、機能改善を目指すものであり、「『人・もの・情報』が集まり、誰もが快適に暮らせるまち」の実現に必要な事業である。		
事業名：市民交流プラザふくちやま活用事業 内容：市民交流プラザふくちやまでの講座開設者を充実するための広報活動等 実施時期：平成28年度から平成32年度	福知山市	市民交流プラザふくちやまです市民に活動の場を提供するとともに、社会参加の機会提供、新しい価値との出会いの場の提供を行うものであり、「『人・もの・情報』が集まり、誰もが快適に暮らせるまち」の実現に必要な事業である。		
事業名：ハピネスふくちやま活用事業 内容：子育て世代支援の教室及び健康推進事業、障害者生活支援事業、男女共同参画推進事業等の実施 実施時期：	福知山市	前回計画で市役所に隣接する市民会館を改修したハピネスふくちやまの利活用を促進し、市民の生活利便性向上、子育て世代への悩み相談や社会復帰支援、障害者の生活支援を行うものであり、「『人・もの・情報』が集まり、誰もが快適に暮らせるまち」の実現に必要な事業である。		

平成 28 年度から 平成 32 年度				
事業名：中心市街地暮らしサポート施設開業支援事業 内容：空き店舗を活用した高齢者福祉施設や子育て支援施設整備への支援 実施時期： 平成 23 年度から 平成 32 年度	福知山市 民間団体	空き店舗を活用した高齢者福祉施設や子育て支援施設を整備し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを支援（家賃補助や改修費用）するものであり、「生活の質を高め、『しごと』の場がある活力あるまち」の実現に必要な事業である。		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

〔1〕 街なか居住の推進の必要性

＜現状＞

本市の人口は、合併後の平成18年9月末で83,704人であったが、徐々に減少傾向をたどり、平成27年9月末では80,076人、4.3%の減となっている。

一方、中心市街地の人口は、平成18年9月末時点での6,215人から平成26年9月末では5,499人と、全市の約3倍となる11.5%の減少率となっている。ようやく整備が進んできた JR 福知山駅周辺においては、その便利な立地条件を活かし、特に駅南では民間投資による住宅供給が進んでいる。一方、中心市街地区域においては、一部地域では民間によるミニ開発が進むものの、全体としては不動産の流動化が進まず、前回計画においても、豪雨災害や五輪需要による建設費の高騰の影響により目立った住宅関連施策は展開できていない。

＜街なか居住の促進の必要性＞

人口減少時代に突入し、住宅需要も少なくなり、住宅への投資を行いにくい環境になっている。また、中心市街地では空き家が増加し、管理が行き届かず、防犯や治安面での心配が懸念されている。一方、近年では、インターネットなどの普及により個人の働き方や居住スタイルにも選択肢が生まれている。シェアハウスなど新しい居住・宿泊形態も広まりをみせており、福知山においても時代の変化に対応した住まいを生み出すことで、街なか居住へと繋がる可能性がある。また、誰もが住みたくする街なか居住環境の整備や街なか景観の形成を推し進め、集合住宅建設等民間投資によって、居住の促進を図るとともに、さまざまな人々との連携による豊かな住民生活を支える地域コミュニティを醸成していくことが、これからの中心市街地の活性化に必要となっている。それらを踏まえ、本基本計画では以下の事業を実施する。

- (1) 空き家を管理・活用し、不動産の流動化を促進する事業
- (2) 時代のニーズに合わせた住まい方として、シェアハウスに関する事業
- (3) 幅広い世代にとって住みやすい住宅建設に関する事業

＜フォローアップの考え方＞

毎年度末に基本計画に位置づけた事業計画の進捗調査を行い、目的達成に向けて必要に応じて改善措置を講じ、活性化の推進を図る。

〔２〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：空き家・空き店舗等ストックバンク推進事業 内容：空き家物件と利用希望者双方の登録と契約時の仲介手数料の助成 実施時期：平成24年度から平成32年度	福知山市 福知山まちづくり(株)	まちなかに多く存在する空き家・空き店舗等不動産の所有者と利用者とのマッチングを行い、仲介する宅地建物取引業者への仲介手数料を補助するものであり、「生活の質を高め、『しごと』の場がある活力あるまち」の実現に必要な事業である。	支援措置の内容：社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業と一体の効果促進事業） 実施時期：平成28年度から平成32年度	
事業名：まちなか居住応援事業 内容：中心市街地にエリア外からの転入者が居住用一戸建住宅を新築、又は購入する場合の助成	福知山市	中心市街地は歩いていける範囲に暮らしをサポートする商業施設や行政サービス等の機能施設が集り、誰もが豊かな生活を享受できる要素は備えているが、不動産の流動性が低くコストも高いことから、居住人口は減少傾向にあり課題となっている。このため、中心市街地にエリア外からの転入者が居住用一戸建住宅を新築、又は購入する場合に一定の助成を行なうものであり、「『人・も	支援措置の内容：社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業と一体の効果促進事業）	

実施時期： 平成 23 年度から 平成 32 年度		の・情報』が集まり、誰もが快適に暮らせるまち」の実現に必要な事業である。	実施時期： 平成 28 年度から平成 32 年度	
---------------------------------	--	--------------------------------------	-----------------------------	--

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：町家活用シェアハウス整備事業 内容：空き家を活用してシェアハウスを整備 実施時期： 平成 28 年度から 平成 32 年度	民間	ICT の普及や公共交通機関等の発展により、多様な働き方が可能となり、それに合わせて住まいのあり方も様々な選択肢が生まれている状況に対応し、空き家を活用してシェアハウスを整備するものであり、「『人・もの・情報』が集まり、誰もが快適に暮らせるまち」の実現に必要な事業である。		
事業名：まちなか小規模集合住宅事業 内容：まちなかでの小規模な集合住宅を建設 実施時期： 平成 28 年度から 平成 32 年度	民間	中心市街地にはまとまった空地が少ないことから、住環境の良い集合住宅が不足しており、本事業ではそうしたニーズに答えるため住宅供給を行うものであり、「『人・もの・情報』が集まり、誰もが快適に暮らせるまち」の実現に必要な事業である。		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上の必要性

<現状>

中心市街地の商店街は、かつては「三丹播若」という広域な商圈をかかえた“商いのまち福知山”の中心として、その繁栄期を築いてきた。しかしながら、その後の自動車社会の到来に伴う生活環境の変化により、郊外並びに近隣他市における相次ぐ大型店の出店や、道路網整備に伴うロードサイドへの進出といった地域へと商業の中心地が移り変わってきている。また、商店街の衰退と時を同じくして、中心市街地での居住人口の減少、高齢化の顕在化などに伴い、中心市街地の商店街では、通行する人も半減近くなっており、活気が乏しい。

こうした中、前回計画では福知山城憩いの広場「ゆらのガーデン」がオープンし、広場に7つのショップが誕生した。また、広小路商店街では老朽化したアーケードを撤去し、城下町風の外観修景と合わせて、空き家を改修したお店が6軒オープンし、リニューアルが進んでいる。JR福知山駅周辺においては区画整理後の土地を利用し、大型の商業施設の開業が進み地域住民の生活を支えるとともに一定の商業集積が図られた。

<経済活力の向上の必要性>

前回計画では、福知山城周辺・広小路界隈・JR福知山駅周辺の集客拠点が誕生した。一方、それらがエリア全体に波及し相乗効果をあげるまでは至らず、今後はそれらの間で事業を展開し、点から線へと開発エリアを繋いでいく。これらを踏まえ、本基本計画では以下の事業を実施する。

- (1) 福知山城周辺と広小路界隈、福知山駅周辺を繋ぐルート上における創業支援
- (2) 中心市街地区域内で行われるソフト事業

<フォローアップ>

毎年度末に基本計画に位置づけた事業計画の進捗調査を行い、目的達成に向けて必要に応じて改善措置を講じ、活性化の推進を図る。

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：大規模歴史建築活用事業 内容：伝統ある町家を活用し宿泊施設等を整備 実施時期： 平成 28 年度から 平成 29 年度	福知山まちづくり(株) 民間	まちなかの歴史的な建物が残る通りにおいて、伝統ある建物の文化財登録を行った上で、宿泊施設等として整備する事業であり、「まちなか観光による人々が集う賑わいあるまち」の実現に必要な事業である。	支援措置の内容：地域・まちなか商業活性化支援事業（中心市街地再興戦略事業）のうち先導的・実証的事業 実施時期： 平成 28 年度から平成 29 年度	
事業名：駅正面リニューアル事業 内容：福知山駅正面に位置する商店街のリニューアル 実施時期： 平成 28 年度から 平成 32 年度	福知山市 駅正面通り商店街振興組合 福知山フロント株式会社	福知山駅正面通り商店街を含むエリア一帯を対象として、空き家を活用したテナントミックス事業や統一したコンセプトに基づく街なみの整備等を行う事業であり、「まちなか観光による人々が集う賑わいあるまち」の実現に必要な事業である。	支援措置の内容：地域・まちなか商業活性化支援事業（中心市街地再興戦略事業）のうち先導的・実証的事業 実施時期： 平成 28 年度から平成 32 年度	

事業名：町家活用ゲストハウス施設整備事業 内容：空き町家を活用して、ゲストハウスを整備 実施時期： 平成 28 年度	福知山フロント株式会社	城下町福知山の地域資源である使われていない町家を改修して、ゲストハウスを整備することで、多様化する宿泊・滞在ニーズに対応するものであり、「まちなか観光による人々が集う賑わいあるまち」の実現に必要な事業である。	支援措置の内容：商店街・まちなかインバウンド促進支援事業（中心市街地活性化事業） 実施時期： 平成 28 年度	
事業名：スイーツフェスティバル事業 内容：スイーツのまちとして PR するイベント 実施時期： 平成 25 年度から 平成 32 年度	スイーツフェスティバル実行委員会	スイーツのまちとして発信し、「お城とスイーツをめぐるまちなか観光エリア」を戦略拠点としてスイーツフェスティバルなどの内容を充実させ、魅了ある観光まちづくりを推進するものであり、「まちなか観光による人々が集う賑わいあるまち」の実現に必要な事業である。	支援措置の内容：中心市街地活性化ソフト事業 実施時期： 平成 28 年度から 平成 32 年度	
事業名：ドッコイセ祭り 内容：市無形文化財である「福知山音頭と踊り」の普及・継承を図る伝統行事 実施時期： 昭和 61 年度から 平成 32 年度	ドッコイセ祭り実行委員会	市無形文化財である「福知山音頭と踊り」の普及・継承を図るとともに、市内外からの来場により広小路通り周辺の活性化を図る事業であり、まちなか観光を推進し「まちなか観光による人々が集う賑わいあるまち」の実現に必要な事業である。	支援措置の内容：中心市街地活性化ソフト事業 実施時期： 平成 28 年度から 平成 32 年度	

事業名：福知山お城祭り 内容：明智光秀ゆかりの本市のシンボル福知山城と御霊公園をメイン会場とした春の一大イベント 実施時期：平成21年度から平成32年度	福知山お城祭り実行委員会	明智光秀ゆかりの本市のシンボル福知山城と御霊公園をメイン会場として各種のイベントを実施するものであり、広域からの集客により賑わいを創出する事業として、「まちなか観光による人々が集う賑わいあるまち」の実現に必要な事業である。	支援措置の内容：中心市街地活性化ソフト事業 実施時期：平成28年度から平成32年度	
事業名：まち歩き観光促進事業 内容：福知山パークキングを観光駐車場として1時間無料化 実施時期：平成27年度から平成32年度	福知山市 福知山まちづくり(株)	長年の課題となっている駐車場不足を解消し、中心市街地の利用頻度を高める事業。福知山パークキングを1時間無料にすることでまちなかの滞留時間を増やすものであり、「まちなか観光による人々が集う賑わいあるまち」の実現に必要な事業である。	支援措置の内容：中心市街地活性化ソフト事業 実施時期：平成28年度から平成32年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：中心市街地テナントミックス推進事業 内容：まちなかの空き家を活用したテナントミックス事業に対する支援 実施時期：平成23年度から平成32年度	福知山市 福知山まちづくり(株) 民間	まちなかの集客力アップには欠かせない、集客の見込める業種業態をあらかじめセレクトするテナントミックス事業を行う事業者に対して補助を行うものであり、「生活の質を高め、『しごと』の場がある活力あるまち」の実現に必要な事業である。		
事業名：まちなかマルシェ事業 内容：まちなかで定期的に行うマルシェ事業 実施時期：平成28年度から平成32年度	商店街 個人 団体	まちなかにおける起業前のチャレンジ、食や文化、伝統や歴史、人と人とのつながりといった地域に根ざした資源などを活かし内外からの集客を呼び込み賑わいを創出する事業であり、「まちなか観光による人々が集う賑わいあるまち」の実現に必要な事業である。		
事業名：ふくちの藍染め・茶染めまちづくり事業 内容：藍染めや茶染めを行なった暖簾等の統一した街なみづくり 実施時期：平成23年度から平成32年度	福知山市 民間	城下町福知山の伝統を大切に、地域のアイデンティティの増進になるように、藍染めや茶染めを行なった暖簾等を使い、統一感ある街なみづくりに対する支援を行うものであり、「まちなか観光による人々が集う賑わいあるまち」の実現に必要な事業である。		

事業名：ふくちの春は雛荒し 内容：地域住民が所有する「ひな人形」を店先等にかざり披露 実施時期：平成13年度から平成32年度	城下町を考える会	地域住民が所有する「ひな人形」を店先等にかざり、まちなか歩きをしながら楽しく巡るものであり、「まちなか観光による人々が集う賑わいあるまち」の実現に必要な事業である。		
事業名：空き店舗・空き家流動化システム構築事業 内容：空き店舗・空き家の斡旋におけるモデルづくり 実施時期：平成28年度から平成32年度	福知山市 福知山まちづくり(株)	まちなかに存在する空き家・空き店舗を改修する手法として、発展的な可能性があるモデルケースをつくるものであり、「生活の質を高め、『しごと』の場がある活力あるまち」の実現に必要な事業である。		
事業名：コミュニティガーデン推進事業 内容：任意団体による緑化空間の維持管理推進 実施時期：平成28年度から平成32年度	福知山市 民間	まちなかの未利用地を活用してガーデン空間を整備し、自主的に維持管理に取り組むサークルを組織し、楽しくやりがいを持ちながらメンテナンスしていくことを推進するものであり、『人・もの・情報』が集まり、誰もが快適に暮らせるまちの実現に必要な事業である。		

事業名：国際観光推進事業 内容：外国人向けの情報発信ツールの作成 実施時期： 平成28年度から 平成32年度	福知山市 福知山観光協会	外国人客をまちなかに取り込むように、インバウンド対応した観光ガイドなど発信ツールを整備するものであり、『人・もの・情報』が集まり、誰もが快適に暮らせるまち」の実現に必要な事業である。		
事業名：佐藤太清記念美術館特別展事業 内容：佐藤太清記念美術館で特別展を実施 実施時期： 平成28年度から 平成32年度	福知山市	福知山市佐藤太清記念美術館特別展を開催することで、福知山市民に対しては潜在的な文化意識を引き出し、市外の住民に対しては福知山の文化を伝えることで愛着を深めてもらうための事業であり、『人・もの・情報』が集まり、誰もが快適に暮らせるまち」の実現に必要な事業である。		
事業名：ドッコイセ福知山踊り普及事業 内容：ドッコイセ福知山踊りの伝承室整備 実施時期： 平成25年度から 平成32年度	福知山市 広小路商店街振興組合	福知山の伝統的な踊りであるドッコイセ福知山踊りを後世にも伝えるための伝承室を整備するものであり、『人・もの・情報』が集まり、誰もが快適に暮らせるまち」の実現に必要な事業である。		

事業名：駅北口公園賑わい事業 内容：駅北口公園でイベントを定期的に行うパークマネジメント 実施時期：平成28年度から平成32年度	福知山市 民間	福知山駅の北口を出てすぐという好立地にもかかわらず、十分に活用されていない駅北口公園での定期的な賑わいづくりイベントを行うものであり、『人・もの・情報』が集まり、誰もが快適に暮らせるまちの実現に必要な事業である。		
事業名：まちなか観光『光秀くん・ひろこさん手形』発行事業 内容：中心市街地とエリア外をつなぐスタンプラリー 実施時期：平成23年度から平成32年度	福知山市 福知山まちづくり(株) 福知山観光協会 商店街 民間	中心市街地や区域外の店舗、公共施設や旧3町などそれぞれを回るスタンプラリーを実施するものであり、「まちなか観光による人々が集う賑わいあるまち」の実現に必要な事業である。		
事業名：まちなか商店街おもてなし事業 内容：商店街における集客イベントに対する支援 実施時期：平成23年度から平成32年度	福知山市 福知山商工会議所 商店街	商店街が主催する新規性のあるイベントに対して支援を行うものであり、「まちなか観光による人々が集う賑わいあるまち」の実現に必要な事業である。		

事業名：中心市街地若人チャレンジ事業 内容：高校生が調理から販売まで行う期間限定のレストラン等の開設 実施時期：平成22年度から平成32年度	福知山市 福知山まちづくり(株) 高校生	まちなかの空き店舗を活用し、高校生が調理から販売まで行う期間限定のレストラン等を開設するものであり、「生活の質を高め、『しごと』の場がある活力あるまち」の実現に必要な事業である。		
事業名：緑の相談所 内容：まちなかに緑の相談所を設置する 実施時期：平成21年度から平成32年度	市緑化植物園	まちなかに緑あふれる環境を推進するためにも、イベントに合わせて相談窓口を設置し対応を行うものであり、「『人・もの・情報』が集まり、誰もが快適に暮らせるまち」の実現に必要な事業である。		
事業名：商店街振興イベント補助金事業 内容：まちなかを元気にするイベントを支援 実施時期：平成19年度から平成32年度	福知山市 商店街 民間団体	まちなかを元気にするイベントを支援するものであり、「まちなか観光による人々が集う賑わいあるまち」の実現に必要な事業である。		

事業名：中心市街地創業支援事業 内容：中心市街地での起業・創業支援 実施時期：平成27年度から平成32年度	福知山市 福知山商工会議所	福知山市創業支援事業計画に基づき中心市街地において、『創業相談窓口』の設置や『起業セミナー』、『起業実践塾』の開催、『専門家派遣』による伴走型支援などを行なうものであり、「生活の質を高め、『しごと』の場がある活力あるまち」の実現に必要な事業である。		
事業名：オープンミュージアム『町はまるごと博物館』・まちなか観光推進事業 内容：DISCOVER WEST ハイキング、特別企画などの実施 時期：平成23年度から平成32年度	福知山市 民間 民間団体	歴史的資産や個人所有の財産を、“まちの文化”、“まちの宝”として施設改修等を行い、建物内の一般公開や展示を行なう。DISCOVER WEST ハイキング、特別企画などを実施するものであり、「まちなか観光による人々が集う賑わいあるまち」の実現に必要な事業である。		
事業名：観光情報発信力強化事業 内容：Wi-Fi スポット設置 実施時期：平成28年度から平成32年度	福知山市 商店街	海の京都「お城とスイーツを巡るまちなか観光」福知山市マスタープランにもとづき、観光の情報発信として、ゆらのガーデン等主要施設にWi-Fi スポットを設置し、観光情報入手の利便性を図るものであり、「『人・もの・情報』が集まり、誰もが快適に暮らせるまち」の実現に必要な事業である。		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

〔1〕公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

<現状>

本市の公共交通の現状はJR、京都丹後鉄道と多くの路線バスが運行しており、本市と他市町との移動を担う広域交通、市中心部と市内各地域を結ぶ地域間交通、地域内の中心的な地区や集落、鉄道駅及びその周辺との移動を担う地域内交通などが、分担して人々の移動を支えている。

今後、本市が目指す「福知山らしいコンパクトな都市」（コンパクト＋ネットワーク）の方向性のもとに、「だれもが快適に暮らせる生活基盤の整ったまちづくり」に向けて、地域の実態やニーズに合った効率的で持続可能な生活移動手段の確保とともに、交流人口の拡大を目指し、市民・交通事業者・行政など多様な主体が連携しながら地域公共交通のネットワークを形成していくことが求められている。

<公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性>

中心市街地においては、活力ある都市基盤形成に向けて拠点エリアとしての交通利便性の確保や居住機能の強化を図るため、広域交通や地域間交通とも有機的に結びついた循環型の公共交通ネットワークを形成する必要がある。

本計画においては、前回に引き続き、まちなか循環路線バスを運行することで、中心市街地内外の移動の利便性を高め、定住と交流の促進を図る必要がある。

<フォローアップ>

毎年度末に基本計画に位置づけた事業計画の進捗調査を行い、目的達成に向けて必要に応じて改善措置を講じ、活性化の推進を図る。

〔２〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

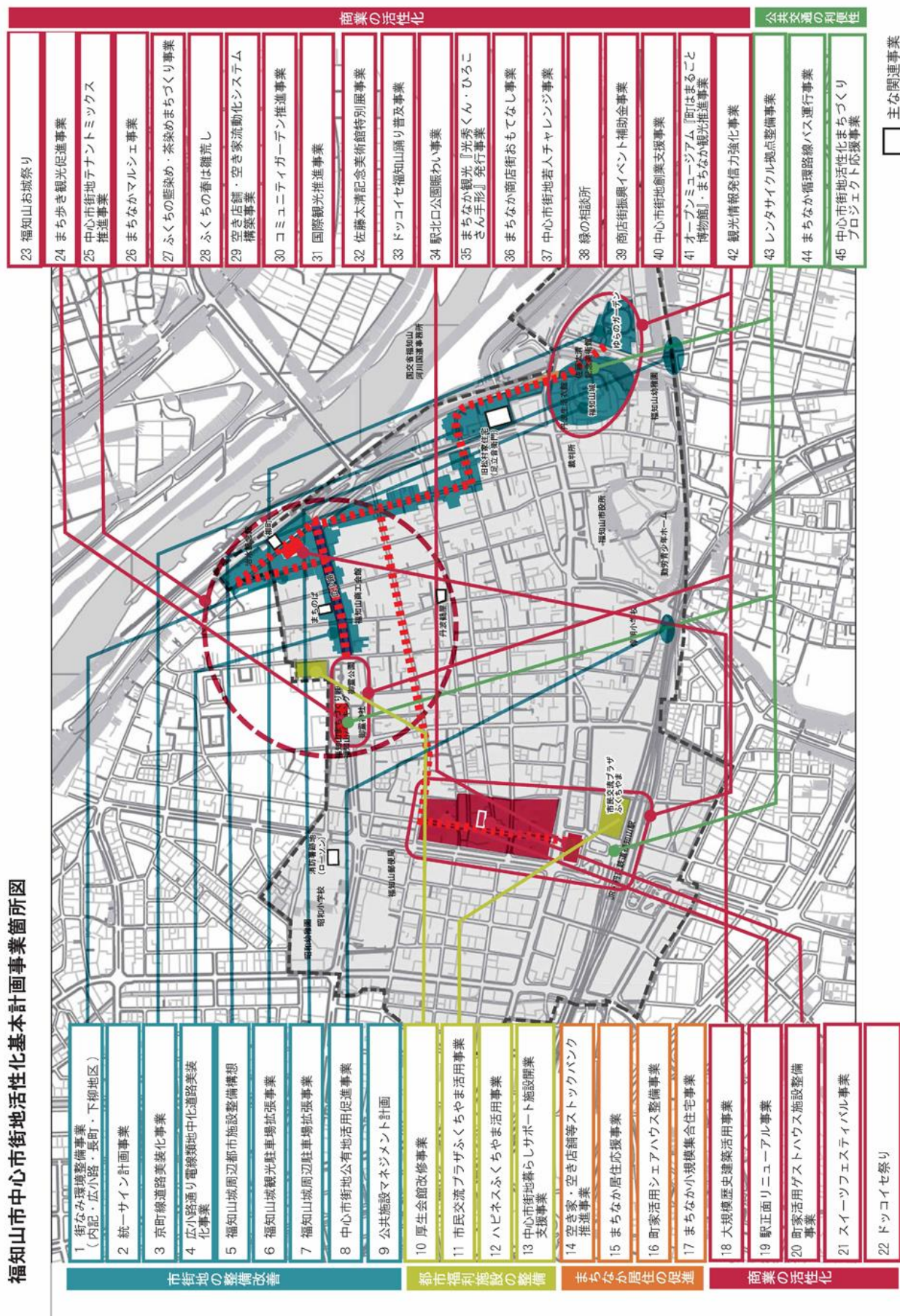
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：まちなか循環路線バス運行事業 内容：誰もが利用しやすい「まちなか循環路線バス」の運行 実施時期：平成 23 年度から平成 32 年度	路線認可：福知山市 事業運営主体：京都交通(株)	高齢化の進展や空洞化が進むまちなかにおいて、公共交通空白地の解消を図るとともに、「福知山らしいコンパクトな都市」（コンパクト＋ネットワーク）に必要な中心市街地へのアクセス向上とまちなかの周遊性を高めるため、鉄道や他の路線バスと効果的に接続でき、誰もが利用しやすい「まちなか循環路線バス」を運行するものであり、中心市街地の都市機能の充実と交流人口の拡大により、「『人・もの・情報』が集まり、誰もが快適に暮らせるまち」の実現に必要な事業である。	地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統） 実施時期：平成 28 年度から平成 32 年度	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：レンタサイクル拠点整備事業 内容：まちなかでのレンタサイクルの充実 実施時期：平成23年度から平成32年度	福知山市 福知山観光協会 福知山まちづくり(株)	現在、福知山駅と広小路で実施しているレンタサイクルについて、さらに広報の充実を図るとともに、福知山城周辺にも拠点施設を整備することで中心市街地への来街者の利便性を高めるものであり、「まちなか観光による人々が集う賑わいあるまち」の実現に必要な事業である。		
事業名：中心市街地活性化まちづくりプロジェクト応援事業 内容：活性化協議会にある4つのプロジェクト会議の活動支援 実施時期：平成23年度から平成32年度	福知山市 中心市街地活性化協議会	活性化協議会にある4つのプロジェクト会議（城周辺賑わい創出PJ、町並み・町家活用PJ、まちなかおもてなしPJ、まちなか居住促進PJ）の活動支援を行うものであり、『人・もの・情報』が集まり、誰もが快適に暮らせるまちの実現に必要な事業である。		

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9. 4 から 8 までは掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

〔1〕市町村の推進体制の整備等

当市における中心市街地活性化の推進体制については、担当課として農林商工部商工振興課を位置づけ、5 名体制で政策の具体化に向けて協議している。庁内においては、商工振興課が窓口となり、企画課・まちづくり推進課・観光振興課・スポーツ振興課・農林管理課・農業振興課・土木課・建築課・都市計画課など、関係課と連携して事業計画の立案を行い、全庁的に広く政策の検討を進めてきた。また、適宜、経済産業省、国土交通省、京都府と協議を行い、幅広く政策の検討を進めてきた。

■福知山市中心市街地活性化基本計画に関する庁内会議

開催日	内容
26 年 5 月 12 日	・ 第 2 期計画策定会議 第 2 期計画策定に向けての事業の現況及び検討
26 年 5 月 23 日	・ 第 2 期計画策定会議 方向性、スケジュールについての協議
26 年 6 月 3 日	・ 経営戦略会議 中心市街地活性化計画、城周辺、観光施策等
26 年 7 月 30 日	・ 財政に関する協議 第 2 期策定に向けての事業内容等
26 年 9 月 16 日	・ 中心市街地活性化に係る理事者及び関係課協議 2 期計画の骨格等について
26 年 10 月 3 日	・ 庁内協議
26 年 10 月 9 日	・ 中心市街地活性化に係る理事者及び関係課協議 2 期計画の骨格等について
27 年 8 月 4 日	・ 経営戦略会議 2 期計画について（素案）
27 年 11 月 18 日	・ 中心市街地活性化 2 期計画（素案）・庁内確認
27 年 12 月 21 日	・ 中心市街地活性化 2 期計画（素案）に係る報告

■ 中心市街地活性化基本計画策定庁内部長会議構成員

職 名
市長公室長
危機管理監
地域振興部長
総務部長
財務部長
福祉保健部長
市民人権環境部長
農林商工部長
土木建設部長
議会事務局長
教育部長
消防長
上下水道部長
市民病院事務部長
健康推進室長
環境政策室長
人権推進室長
会計管理者
監査委員事務局長
教育委員会事務局理事

■ 中心市街地活性化基本計画策定市内連絡会議構成員

職 名
市長公室 企画課長
地域振興部 まちづくり推進課長
総務部 総務課長
財務部 契約監理課長
財務部 財政課長
福祉保健部 健康推進室
福祉保健部 高齢者福祉課長
福祉保健部 子育て支援課長
福祉保健部 社会福祉課長
市民人権環境部 生活交通課長
農林商工部 農林管理課長
農林商工部 農業振興課長
農林商工部 商工振興課長
地域振興部 観光振興課長
土木建設部 土木課長
土木建設部 都市計画課長
教育委員会事務局 教育総務課長
教育委員会事務局 生涯学習課長
消防本部 総務課長

■福知山市義会における中心市街地活性化に関する審議経過

福知山市議会における中心市街地活性化に関する審議又は討議の内容(主なもの)

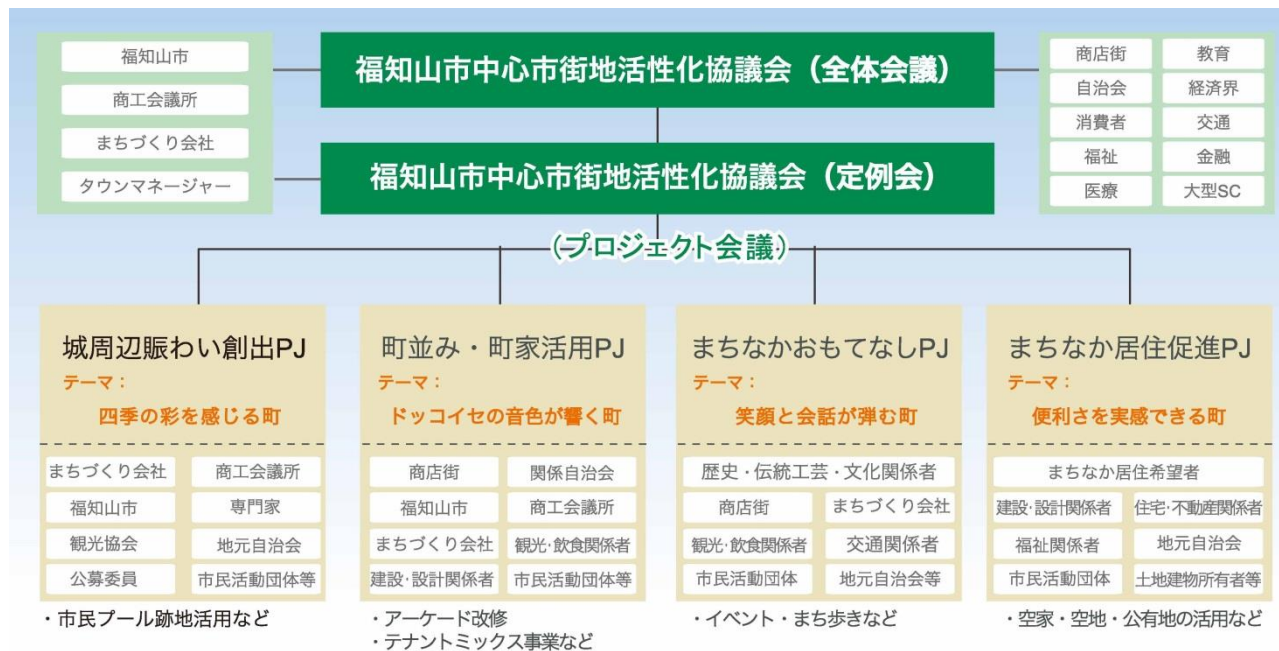
開催日時	内 容
平成 23 年 6 月 6 月定例会	(質問要旨) 本年 3 月に策定された福知山市中心市街地活性化基本計画が内閣総理大臣の認定を受け、平成 23 年より平成 27 年までの 5 年間の間に大きな四つの主要プロジェクトが実行されていく。北近畿の中核都市の中心市街地として、基本計画の目指す目標は。 (答弁要旨)＜市長＞ この計画は、歴史と文化が育んだ豊かな暮らしと賑わい交流のまちづくりということを将来像に掲げ、三つの基本方針として、1 点目は人・もの・情報が集積した利便性の高い都市機能の強化ということ、2 点目は城下町ならではの地域資源を十分に活かしたまちなかの観光の促進、3 点目は安心・安全で誰にとっても暮らしやすい生活空間づくりに取り組みたいと思っている。活性化の目標としても、計画期間である平成 27 年度までに歩行者・自転車通行量を平成 22 年度の 10%増加、また観光・文化施設の入館者数も 10%増加していきたいと思っている。
	(質問要旨) 「(仮称) 市民交流プラザふくちやま」事業は、先の市議選でも争点のひとつとなったが、本市の市街地活性化に欠かせぬ事業であると認識している。建設に伴う将来財政への影響等について、市民説明をどのように行うのか。 (答弁要旨)＜市長＞ この施設は福知山市全体の魅力を紹介する情報発信拠点でもあり、広場の玄関口にデジタルディスプレイでありますとかカタログブースなどを用意し、町中の情報をより皆さん方に知らせたいと思っている。市民交流プラザふくちやまというのは、平成 21 年度に市民検討会議を設置し、是か非から始まり、そういう経過の中で論議をしていただいた。そのほかにもパブリック・コメントや平成 23 年 2 月にその機能を絞り込んだ基本計画を策定して事業着手したところである。市民にはできるだけこの中長期的な視点に立って財源の確保の見通しや、交付税措置の状況などについて中長期的な財政見通しを毎年策定し、その都度、確認しながら公表を行いながら説明していきたいと思っている。
平成 25 年 6 月	(質問要旨)

6 月定例会	広小路リニューアル事業やテナントミックス事業、空き店舗対策事業について、現在までの成果や現在までの事業の進捗状況、その附属として道路改良事業など、本年度予定されている城下町福知山ならではの情緒と町並みのリニューアル事業についての進みぐあいをお聞かせいただきたい。 (答弁要旨)＜市長＞ 福知山市の中心市街地活性化基本計画は、現在までの２年間で、テナントミックス事業として広小路商店街においては４店舗が開業し、また、ゆらのガーデンでは７店舗が開業を迎えた。空き店舗を活用したチャレンジ事業としては、アオイ通り３丁目などまちなかの商店街において、物販店の２店、コミュニティ施設１カ所、計３店舗の活用があった。今年度も、広小路商店街においては、信用金庫跡を活用して、多目的ホールや古本屋等を併設したテナントミックス事業も計画されており、先頃、国の補助採択を受けたところである。町並みの環境整備事業として、福知山城周辺から広小路界隈の福知山城下町東部地区において、城下町の歴史や風情が感じられるような町並みの統一が順次進められている。
平成 25 年 12 月 12 月定例会	(質問要旨) 市民交流プラザについて、教育のまちにふさわしく、まちの中心、顔である福知山駅周辺が中心市街地にぎわい創出に向けてどのように組み立てて相乗効果を出されるのかを伺いたい。 (答弁要旨)＜市長＞ 図書館や公民館などの生涯学習機能、京都ジョブパークやマザーズジョブカフェといったような就労支援機能を初めとし、ボランティアや文化活動などの皆さんの様々な活動を支援することで、まちと人、人と人をつなぐ交流の空間の創造を目指してきたところである。施設整備にあたっては、市内企業への経済波及効果に意を用いて、きめ細かな業務発注を進めてきており、一部の特殊設備を除き、総事業の約８割以上は市内の企業または市内企業を含む共同企業体に発注することができた。また、デザインの面でも、全国的にも注目すべき建築物として、高い評価も受けており、完成後は北近畿のゲートウェイであるという福知山市を象徴する施設として、市民の皆様はもちろんのこと、多く北近畿一円から、多くの皆さんに末長く愛され、利用される施設としたいと思っている。
平成 26 年 6 月 6 月定例会	(質問要旨) このほど、空き家対策特別措置法が全面施行をされている。非常に難しいテーマ、特効薬の難しい問題ではあるが、空き家対策、特に倒壊のおそれなどがある危険な空き家への対応についての本市の考え等をお尋ねしたい。 (答弁要旨)＜市長＞

	法の施行により、所有者等の調査や立ち入り調査、また危険である特定空き家等について、除去や、修理、修繕というような指導、あるいはまた勧告、命令が可能となった。今後、福知山市の空き家対策を推進していく上で、大きなものであると考えている。空き家対策については、これまでは拠り所となる法令がなく、対応に苦慮していたが、この法の施行により調査や、あるいはまた指導に大きな権限が与えられるので、今後研究し福知山市における有効な方法を検討していきたいと考えている。
平成 27 年 12 月 12 月定例会	(質問要旨) 中心市街地の評価として、歩行者通行量と観光・文化施設の入館者数があるが、状況はどのようなになっているか。 (答弁要旨)＜市長＞ 「中心市街地の歩行者・自転車通行量」は、目標とする 4,200 人に対して、平成 27 年度は 3,532 人となっており、目標達成には至っていない。また、「中心市街地の観光・文化施設の入館者数」については、1 月から 12 月までの 1 年間の数値を指標としており、現時点において既に目標達成できている。
	(質問要旨) 次期計画の策定状況は。また、国の認定を受ける方向でいるのか。 (答弁要旨)＜市長＞ 次期計画の策定状況については、現計画期間における取り組みについての評価・分析を行なうことが求められている。国の認定を受けるということは、民間事業者が直接国からの支援を受けられるといった認定計画ならではの支援措置もあることから、できる限り切れ目ない取り組みが展開できるよう精力的に取り組んでいるところである。
	(質問要旨) 認定を受ける場合、その効果判断としての目標指標はどうなるのか。 (答弁要旨)＜市長＞ 次期計画の目標については、現計画と同様に「中心市街地の歩行者・自転車通行量」や「中心市街地の歴史文化・交流施設の入館者数」を設けるとともに、新たな指標として「新規店舗開業数」を設定している。現在、その考え方等について内閣府と鋭意調整を行っているところである。
〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項	

（１）中心市街地活性化協議会

まちづくり三法見直しに伴う法改正に合わせて、商工会議所を中心に協議会設立準備を進め、平成 19 年 1 月に「福知山市中心市街地活性化協議会」を設立。協議会は、商業者、事業者をはじめ、まちづくり会社や地域自治会など多様な主体により構成され、年 2 回の全体会議を開催している。協議会の下部組織として定例会を設け、進捗の確認や具体的な事業内容の検討を毎月行っている。定例会では市の関係課も構成員となっており、商工振興課・都市計画課・土木課などが出席することでセクションを横断し、横串の議論ができるように、情報共有に努めている。また、4 つのプロジェクトを設け、公民協働でプロジェクトを進める場合にはこれらのプロジェクト会議や個別テーマに絞った部会を設けて協議を進めている。



■全体会議活動状況（平成 26 年以降）

開催日	回	内容
平成 26 年 10 月 24 日	18 回	2 期計画の検討
平成 27 年 8 月 7 日	19 回	

■定例会活動状況（平成 26 年以降）

開催日	回	内容（2 期計画関連）
平成 26 年 5 月 12 日	40 回	2 期経過に向けた協議開始
平成 26 年 6 月 23 日	41 回	策定スケジュールの協議
平成 26 年 7 月 22 日	42 回	住民ニーズの調査アンケート
平成 26 年 9 月 17 日	43 回	主要事業の検討
平成 26 年 11 月 5 日	44 回	主要データ分析
平成 26 年 12 月 9 日	45 回	策定スケジュールの協議
平成 27 年 1 月 20 日	46 回	掲載事業検討
平成 27 年 2 月 17 日	47 回	掲載事業検討
平成 27 年 3 月 26 日	48 回	住民意向調査アンケートづくりの方針検討
平成 27 年 4 月 13 日	49 回	策定スケジュール、事業掘り起こし
平成 27 年 5 月 29 日	50 回	策定スケジュール、アンケート内容確認

平成 27 年 6 月 29 日	5 1 回	アンケート集計、対応事業検討
平成 27 年 7 月 23 日	5 2 回	アンケート集計、主要事業進捗確認
平成 27 年 9 月 7 日	5 3 回	主要事業進捗確認、素案協議
平成 27 年 10 月 15 日	5 4 回	事業進捗確認、素案協議
平成 27 年 11 月 16 日	5 5 回	事業進捗確認、意見書の提出

■福知山市中心市街地活性化協議会構成員

団体名	根拠法令	役職
福知山商工会議所	法第 15 条第 1 項関係(商工会議所)	会頭
福知山商工会議所	法第 15 条第 1 項関係(商工会議所)	副会頭
福知山商工会議所	法第 15 条第 1 項関係(商工会議所)	副会頭
福知山商工会議所	法第 15 条第 1 項関係(商工会議所)	専務理事
福知山商工会議所	法第 15 条第 1 項関係(商工会議所)	常務理事
福知山まちづくり株式会社	法第 15 条第 1 項関係(まちづくり会社)	代表取締役
福知山まちづくり株式会社	法第 15 条第 1 項関係(まちづくり会社)	常務取締役
福知山市	法第 15 条第 4 項関係(市町村)	農林商工部長
福知山市	法第 15 条第 4 項関係(市町村)	土木建設部長
学校法人 成美学園	法第 15 条第 4 項関係(大学)	理事長
(医) 医誠会京都ルネス病院	法第 15 条第 4 項関係(福祉・医療機関)	理事長
福知山商店街連盟	法第 15 条第 4 項関係(商店街)	会長
福知山商工会議所	法第 15 条第 4 項関係(建設業)	国道整備促進特別委員会委員長
福知山商工会議所	法第 15 条第 4 項関係(小売業)	小売商業部会委員長
福知山商工会議所	法第 15 条第 4 項関係(小売業)	まちづくり特別委員会委員長
福知山商工会議所	法第 15 条第 4 項関係(卸業)	卸商業部会長
福知山商工会議所	法第 15 条第 4 項関係(サービス業)	サービス産業部会長
福知山商工会議所	法第 15 条第 4 項関係(女性経営者)	女性会会長
(株)京都銀行	法第 15 条第 4 項関係(金融)	福知山支店長
京都北都信用金庫	法第 15 条第 4 項関係(金融)	福知山支店長
J R 西日本	法第 15 条第 4 項関係(交通)	福知山支社長
京都交通(株)	法第 15 条第 4 項関係(交通)	福知山営業所長
北京都スーパーマーケット協会	法第 15 条第 4 項関係(大型 S C)	会長
惇明自治会会長	法第 15 条第 4 項関係(自治会)	副会長
昭和自治会会長	法第 15 条第 4 項関係(自治会)	会長
福知山市連合婦人会	法第 15 条第 4 項関係(消費者)	会長
レインボーネットワーク	法第 15 条第 4 項関係(消費者)	事務局
タウンマネージャー	法第 15 条第 4 項関係(学識経験者)	大学教授

福商議発第 129 号

平成 28 年 1 月 18 日

福知山市長 松 山 正 治 様

福知山市中心市街地活性化協議会

会 長 谷 村 紘 一



「福知山市中心市街地活性化基本計画(案)」に関する意見書

平成 28 年 1 月 13 日付、商工発第 692 号で福知山市より意見照会のありました
福知山市中心市街地活性化基本計画(案)については、平成 28 年 1 月 18 日に開催した
「福知山市中心市街地活性化協議会」において審議を行い、概ね妥当であるとの結論
にいたりました。

今後とも活性化に向けた様々な事業について、より効果的に具現化されるよう積極
的な公的支援を要望します。

(2) 協議会規約

福知山市中心市街地活性化協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「福知山市中心市街地活性化協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を京都府福知山市字中ノ27に置く。

(目的)

第3条 協議会は、福知山市が策定する中心市街地活性化基本計画及び認定基本計画、並びにその実施、及びその他中心市街地活性化に関連する必要な事項を多様な視点から協議し、中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 福知山市が策定する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 福知山市中心市街地の活性化に関する委員相互の意見交換
- (3) 中心市街地活性化のための勉強会、研修会及び情報交換
- (4) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化に寄与する活動の企画及び実施

(委員)

第5条 協議会は、次に掲げるものをもって組織する。

- (1) 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「法」という。)第15条第1項の規程に該当するもの
- (2) 法第15条第4項の規定に該当するもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会において必要があると認めるもの

2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(オブザーバー)

第6条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーの出席を求めることができる。

(役員)

第7条 協議会に、会長、副会長を置き、委員の中から選任する。

- 2 会長は、福知山商工会議所会頭をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会全体会議は、年1回以上開催し、各構成員の事業報告及び各種補助金活用に関する協議を行うとともに、規約の改正、会長及び副会長の選出その他会議等で必要と認める事項を審議する。

- 2 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

(定例会)

第9条 協議会は定例会を置くことができる。定例会の構成員は会長が協議会委員又は委員が所属する団体から任命し、協議会の活動方針と活動計画を協議するとともに各構成員の事業活動報告を受け情報共有及び事業の調整等を行う。

2 定例会は、座長が招集し、座長は互選により決める。

3 定例会は、その下にプロジェクト会議を設置し、開催することができる。

(学識経験者・タウンマネージャー)

第10条 協議会は、第3条に掲げる目的達成のため又は協議会における活動を円滑に進めるため、まちづくりについて専門的知見を有する学識経験者・タウンマネージャーを設置することができる。

2 学識経験者・タウンマネージャーは会長が任命する。

3 学識経験者・タウンマネージャーの任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

4 学識経験者・タウンマネージャーは協議会委員および定例会構成員とする。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、福知山商工会議所に事務局を置く。

(経費)

第12条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、負担金及び補助金その他の収入をもって充てる。

(協議会の監査)

第13条 協議会の出納を監査するため、監事2人を置く。

2 監事は、会長が推薦し、協議会の同意を得て選任する。

3 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を協議会に報告しなければならない。

(会計年度)

第14条 協議会の会計は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(規約の改正)

第16条 この規約は、必要に応じて協議会において改正することができるものとする。

(解散)

第17条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

附則

1 この規約は、平成19年1月19日から施行する。

2 平成19年1月19日就任の委員の任期は、第5条2号の規程にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

3 この規約は、一部改正し、平成22年7月28日から施行する。

(3) 広小路リニューアル部会

広小路商店街において、テナントミックス事業や電線類地中化の事業等、外観修景も含め協議

し、将来の街なみのあり方等について関係者で検討を行なっていく。

■活動状況（平成 26 年以降）

開催日	回	内容
平成 26 年 4 月 9 日	3 2 回	外観修景、ソフト事業について
平成 26 年 5 月 12 日	3 3 回	テナントミックス事業推進、マルシェについて
平成 26 年 6 月 23 日	3 4 回	道路部会の検討、テナントミックス事業推進
平成 26 年 7 月 22 日	3 5 回	まちづくりアンケート結果 今後のイベント
平成 26 年 9 月 17 日	3 6 回	テナントミックス事業推進
平成 26 年 11 月 5 日	3 7 回	商店街まちづくり事業調査まとめ、ソフト事業
平成 27 年 1 月 20 日	3 8 回	道路部会の検討、テナントミックス事業推進
平成 27 年 2 月 17 日	3 9 回	道路部会の検討、テナントミックス事業推進
平成 27 年 3 月 26 日	4 0 回	道路部会の検討、テナントミックス事業推進
平成 27 年 5 月 29 日	4 1 回	道路部会の検討、テナントミックス事業推進
平成 27 年 6 月 29 日	4 2 回	道路部会の検討、テナントミックス事業推進
平成 27 年 7 月 23 日	4 3 回	道路部会の検討
平成 27 年 10 月 9 日	4 4 回	道路部会の検討
平成 27 年 11 月 11 日	4 5 回	道路部会の検討、今後のイベント

■広小路リニューアル部会構成員

団体名	備考
広小路商店街	理事長他商店街会員
福知山まちづくり株式会社	—
タウンマネージャー	大学教授
商工会議所	—
福知山市土木課	—
福知山市都市計画課	—
福知山市商工振興課	—

〔 3 〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

（１）市民団体や民間事業者等の取組の状況

市では、市民の市政への参画や、協働型社会を実現するための仕組みとして『自治基本条例（素案）』や、『新たな地域運営のあり方』等について検討し、市民協働によるまちづくりの土台を築くため、平成２３年度より福知山市市民協働推進会議を設置し委員による会議を開催している。そのなかで中心市街地の市民の意見もとりまとめながら、市民全体で市民協働によるまちづくりを進めている。市民協働の現況としては、ガーデニングサークル「ゆらら」によるコミュニティガーデン活動、各実行委員会によるミニＳＬフェスタや商店街による広小路マルシェのイベントなど積極的に行われ、そのほかにも民間事業者主催の福知山駅北口広場での子供向けのイベントや商工会議所青年部や青年会議所による婚活イベントについても中心市街地の賑わいづくりとしてのイベントとなっている。

（２）市民意見調査

平成２７年５月中旬から７月上旬にかけて、中心市街地区域内の２０歳以上の住民５００人に対して行なったアンケート調査において、これまでの取り組みについての評価を確かめるとともに、活性化・まちづくりについての今後の意向を把握した。

（１．〔２〕（４）参照：p 24～32）

（３）城下町の景観づくり

本市が進める街なみ環境整備事業において、まちづくり協定（ガイドライン）に則った外観修景についての支援を行っている。その中で福知山市中心市街地活性化協議会の下に組織されている町並み・町家プロジェクト会議の中で、地元自治会と行政、専門家などが共に協定運営委員会を組織し、まちづくり協定に基づいて街なみ形成に寄与しているかどうかの協議を行っている。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

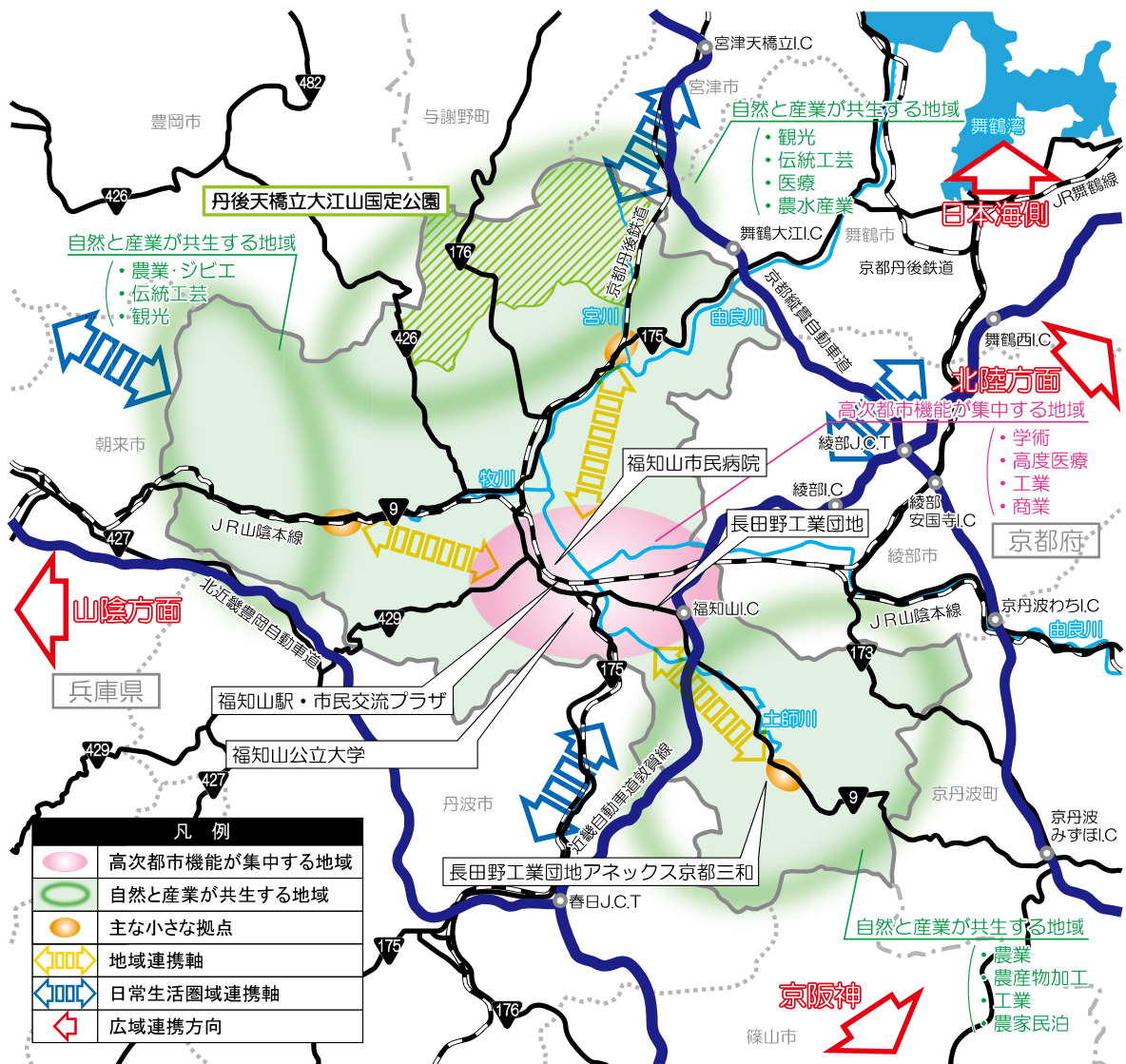
〔1〕 都市機能の集積の促進の考え方

○「未来創造 福知山基本計画（案）」

本市では、合併後の総合計画として第4次総合計画（計画年次平成20年度から平成27年度）を平成20年3月に策定し今年度を最終年度として取り組んできた。現在は「未来創造 福知山基本計画（案）」（計画年次：平成28年度から平成32年度）を策定中である。中心市街地のある地域を「高次都市機能が集中する地域」と位置づけており、行政、教育、医療、文化などの拠点施設が整備され、交通、商業、情報化など都市的機能の集積を推進している。

中心市街地活性化事業については、地域内外交流の核となる重要施策として、「地域の個性と資源を活かす産業創造と交流連携のまちづくり」に位置付け、その役割を強化し、地域のくらしの安心を与えることとしている。

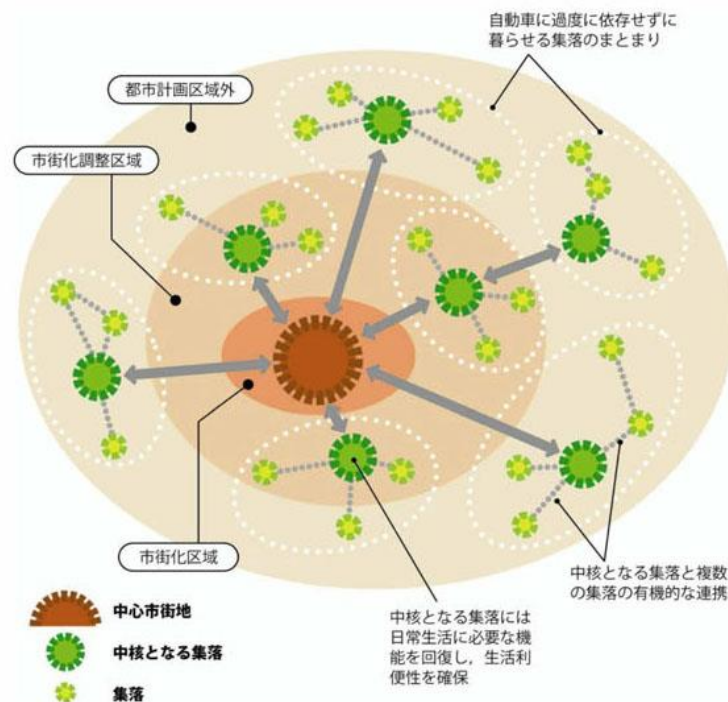
■目標とする都市構造図（多様性あふれる高次機能都市）



○福知山市都市計画マスタープラン【平成24年4月】

人口減少社会に入中、福知山市が社会的・経済的に持続可能な都市を構築するためには、急

激な人口減少を食い止めるため、市外からの人口流入及び定住化を積極的に促進する。一方、無秩序な郊外開発にならないよう、市街地への集落形成を促し、「福知山らしいコンパクトな都市」形成を行っていく。その上で、中心市街地はまさに中核に据えられた地域である。



■ 福知山らしいコンパクトな都市のイメージ



■ 都市づくりの目標

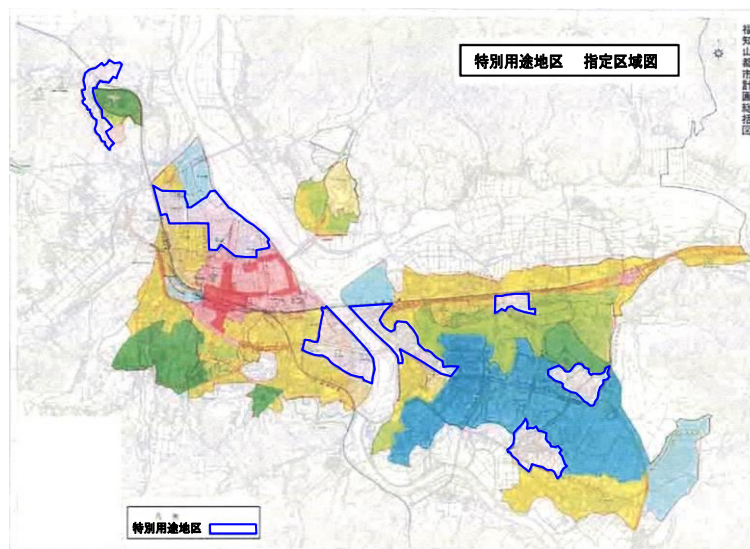
〔２〕都市計画手法の活用

（１）福知山市の特別用途地区指定

中心市街活性化政策の展開と併せて、市街地域にある準工業地域への 10,000 ㎡を超える大規模集客施設の立地を制限する「福知山都市計画特別用途地区（大規模集客施設制限地区）」 約 274 ヘクタールを定め、平成 19 年 7 月 10 日に告示。

●特別用途地区（大規模集客施設制限地区）において建築してはならない建築物

劇場、映画館、演芸場もしくは観覧場または店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売り場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場または観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る）の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超えるもの



（２）福知山市景観計画による区域指定

現在本市では、“福知山にいつまでも住み続けたい”と感じられる良好な景観を守り、育て、将来へ引き継いでいくために、平成25年度に条例を施行し、景観計画を運用している。

【城下町まちなみ景観重点地区共通する基準】

○周囲の景観に対して悪影響を与えない高さとし
ましょう

○汚れが目立ちにくく、色あせの少ない素材を使い
ましょう

◎屋根は、原則として和風感のある勾配屋根（勾配
を持たせたパラペットも可）としましょう
○屋根の勾配や向き、軒の高さ等を揃えましょう
◎屋根の色彩は、原則としてマンセル値による彩度
4以下、無彩色は明度3以下としましょう

○周辺の建物と壁面線を揃え、又は敷地境界を演出して、
まちなみの連続性に配慮しましょう

○玄関先や前庭・中庭などは緑化しましょう
○垣や柵、塀を設ける場合は、まちなみ景観の連続性に
配慮しましょう

○原則として、塔屋は避けましょう

◎屋外階段、バルコニー等は、建物と均整がとれたもの
としましょう

○室外機や配管等は、過度な露出を避けましょう

・機械設備やゴミ置き場も容易に見えないようにし、ア
ンテナ類はできる限り共有化しましょう

【町家エリア】



◎形態及び外壁は、旧城下町としての
特性を踏まえ、和風感を演出する
ように努めましょう

◎道路に面した部分の軒又は^{のき}庇^{ひさし}
の高さを揃えましょう
○原則として、屋上設備は避けま
しょう

◎外壁の色彩は、原則としてマンセ
ル値による R、YR 系とし、彩度 4
以下、無彩色は明度 3 以上としま
しょう
○色数はできる限り少なくし、全体
のバランスを損ねないようにしま
しょう

【商店街エリア】



○均一で閉塞感のある壁面は避け、
賑わい性や歩行者の回遊性の創出
に努めましょう

◎道路に面した部分の軒又は庇
の高さを揃えましょう
○まちなみの連続性に配慮した
質の高い形態としましょう

◎外壁の色彩は、原則としてマンセ
ル値による彩度 6 以下、無彩色は明
度 3 以上としましょう
○色数はできる限り少なくし、全体
のバランスを損ねないようにしま
しょう

※ここに示す基準は、福知山市景観計画に定める基準のうち主要なものの抜粋です。

【3】都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地の大規模建築物のストック状況

(1,000 m²以上の大規模小売店舗)

名称	業種	開店年月	売場面積	備考
福知山ショッピングプラザ	スーパー	昭和46年4月	4,833 m ²	
ヤマダ電機テックランド福知山店	電機店	平成20年7月	3,370 m ²	
ヒマラヤ福知山店	スポーツ用品店	平成20年11月	2,810 m ²	
ホームセンターコーナン福知山店	ホームセンター	平成22年5月	7,574 m ²	
ドラッグコスモス福知山駅前店	医薬品販売業	平成25年5月	1,700 m ²	

(2) 中心市街地の都市福利施設の立地状況

公共公益施設

施設区分	施設名
国の機関・施設	京都地方裁判所福知山支部
	京都地方検察庁福知山支部
	京都地方法務局福知山支局
	福知山労働基準監督署
	国土交通省福知山河川国道事務所
市の機関・施設	福知山市役所
	福知山城
	福知山城憩いの広場「ゆらのガーデン」
	佐藤太清記念美術館
	丹波生活衣館
	ポッポランド
	ポッポランド2号館
	治水記念館
	総合福祉会館
	けやき広場
	市民交流プラザふくちやま
	ハピネスふくちやま
	新町文化センター

教育施設・医療施設

区 分		施設数	施設内訳
教育施設	小 学 校	2	惇明小学校、昭和小学校
	幼 稚 園	2	福知山幼稚園、昭和幼稚園
医療機関	病 院	1	京都ルネス病院
	医 院	2 2	
	歯科医院	1 2	

[4] 都市機能の集積のための事業等

■都市機能の集積に資する事業分類

該当事項 事業名称	第4章	第5章	第6章	第7章	第8章
	市街地 整備の 改善	都市福 利施設	住宅の 供給	経済活 力の向 上	公共交 通の利 便性増 進等
街なみ環境整備事業（内記・広小路・長町・下柳地区）	○				
統一サイン計画事業	○				
京町線道路美装化事業	○				
広小路通り電線類地中化道路美装化事業	○				
福知山城周辺都市施設整備構想	○				
福知山城観光駐車場拡張事業	○				
福知山城周辺駐車場拡張事業	○				
中心市街地公有地活用促進事業	○				
公共施設マネジメント計画	○				
厚生会館改修事業		○			
市民交流プラザふくちやま活用事業		○			
ハピネスふくちやま活用事業		○			
中心市街地暮らしサポート施設開業支援事業		○			
空き家・空き店舗等ストックバンク推進事業			○		
まちなか居住応援事業			○		
町家活用シェアハウス整備事業			○		
まちなか小規模集合住宅事業			○		
大規模歴史建築活用事業				○	
駅正面リニューアル事業				○	
町家活用ゲストハウス施設整備事業				○	
中心市街地テナントミックス推進事業				○	
空き店舗・空き家流動化システム構築事業				○	
国際観光推進事業				○	
佐藤太清記念美術館特別展事業				○	
ドッコイセ福知山踊り普及事業				○	
駅北口公園賑わい事業				○	
中心市街地創業支援事業				○	
観光情報発信力強化事業				○	
レンタサイクル拠点整備事業					○
まちなか循環路線バス運行事業					○
中心市街地活性化まちづくりプロジェクト応援事業					○

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

〔１〕基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

基本計画に掲げる事業については、実践的・先導的な活動を基本に、活性化に資する事業を厳選した。

（１）駅正面リニューアル事業

福知山駅正面通り商店街振興組合として、商店街のリニューアルの方法について研究するため、平成２７年度の経済産業省「中心市街地再興戦略事業費補助金」の採択を受け、地元の意向調査やニーズ調査を行った。その結果、商店街として新たな投資をして事業に取り組むことは難しいとの判断に至ったが、その解決策として商店街と意欲ある有志による共同出資会社を設立することとなった。

■共同出資会社「福知山フロント株式会社」の概要は以下の通り

- ①出資金 260 万円（うち福知山駅正面通商店街振興組合 30 万円出資）
- ②事業内容 ・ 駅正面地区再生プラン作成
 ・ 空き地・空き店舗活用事業推進
 ・ 観光戦略プラン作成
 ・ 賑わい創出ソフト事業計画の作成
- ③設立 平成 27 年 12 月 9 日

（２）大規模歴史建築活用事業

街なみ環境整備事業を進める重点区域内にある歴史的建築物を活用し、町家の良さを生かした飲食店等を整備する事業。事業主体となる福知山まちづくり株式会社は平成２５年度補正「商店街まちづくり事業（中心市街地活性化事業）」の採択を受け、調査事業にとりくんでいる。また、地権者と協議を経て、登録有形文化財として登録申請を行い、事業化に取り組む。

（３）福知山城周辺都市施設整備構想

平成２７年度に現地の崖地調査を行い、基本条件を整理している。そして、平成２８年度に城周辺賑わい創出プロジェクト会議を開催し、住民・事業者・行政などで協議を行い構想を策定する。

〔２〕都市計画等との調和

（１）「未来創造 福知山基本計画（案）」との調和

本市では、合併後の総合計画として第４次総合計画（計画年次平成 20 年度から平成 27 年度）を平成 20 年 3 月に策定し今年度を最終年度として取り組んできた。現在は「未来創造 福知山基本計画（案）」（計画年次：平成 28 年度から平成 32 年度）を策定中であり、その中で中心市街地活性化については、まちづくりの重要視点として、「地域の個性と資源を活かす産業創造と交流連携のまちづくり」として位置付け、政策の第 3 章においても「だれもが快適に暮らせる生活基盤の整ったまちづくり」として掲げ、中心市街地を再生するために中心市街地ならではの都市機能の集積や歴史文化資源の活性化によつての賑わい創出、拠点性や利便性の向上と景観づくりに「まちなか居住」を促進することとしている。

また、中心市街地の活性化する主な取り組みとしては以下を掲げている。

○空き家となっている町家や歴史的建造物の利活用

○「市民交流プラザふくちやま」など都市機能の集積によるにぎわいの創出

○市民ニーズに対応したコミュニティ情報のほか、中心市街地の魅力を P R する情報発信

○テナントミックス事業による新しい店舗誘致による中心市街地の活性化

○良好な景観づくりによる市民自らが誇りを持って暮らせる「まちなか居住」の促進

○まちなか循環路線バスの運行による移動利便性と拠点性の確保

○中心市街地における子育て、高齢者などの様々なグループ活動への支援

○中心市街地における空き店舗・空き家・未利用地の有効活用

〔３〕その他の事項

（１）京都府との連携

本市における中心市街地活性化基本計画の次期計画を策定するにあたり、現計画から「活性化協議会」のオブザーバーとして、毎月実施している定例会への出席、経済産業省や内閣府等との協議助言支援、認定基本計画記載事業に対する支援補助金制度の策定と予算計上など、人的かつ経済的に大きな支援をいただいている。

12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	中心市街地において、高度行政サービス機能の集積によるまとまった利便性の提供、歩いて暮らす安全・安心なまちなか生活環境整備を記載している。 (1. [2] (8) 中心市街地活性化の方針)
	認定の手続	本基本計画の内容について、福知山市中心市街地活性化協議会と協議を行い、協議会からの提案も受けてとりまとめを行っている。 (9. [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項)
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	中心市街地の位置および区域は、中心市街地の各要件を満たしている (2. [3] 中心市街地要件に適合していることの説明)
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	市の推進体制、福知山まちづくり株式会社、福知山商工会議所を中心とした中心市街地活性化協議会、および各種事業の連携について記載している。 (9. 4から8までに掲げる事業および措置の総合的かつ一体的推進に関する事項)
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	中心市街地を高度行政サービス拠点としてコンパクトなまちづくりに取り組むとともに、都市計画では特別用途地区を設定し、準工業地域での大規模集客施設の立地を制限している。 (10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項)
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	平成28年度スタートの「未来創造 福知山基本計画(案)」や都市計画マスタープランで、中心市街地活性化の必要性を明記している。 (11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項)
第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活	中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	目標達成に必要な事業を4～8に、どのような位置付けの事業が記載している。(4.～8.)

性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	記載している事業が目標達成に寄与することは（４．～８．）記載のとおり。
第３号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されたと見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	概ねの事業について、事業主体は特定されており、（４．～８．）記載のとおり。
	事業の実施スケジュールが明確であること	すべての事業について、平成３２年度中に完了若しくは着手できる見込みである。